

大蔵委員會議録 第十七号

昭和二十五年二月二十日(月曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事北澤 直吉君 理事小山 長規君

理事前尾繁三郎君 理事川島 金次君

理事内藤 友明君

岡野 清豪君 鹿野 彦吉君

苦米地英俊君 中野 武雄君

西村 直巳君 三宅 則義君

宮崎 靖君 松尾トシ子君

宮腰 喜助君 河田 賢治君

木村 榮君 竹村奈良一君

奥村又十郎君

出席國務大臣 本多 市郎君

出席府委員 佐藤 一郎君

大蔵事務官(主計局長) 湯地謙爾郎君

大蔵事務官(証券取引委員会事務局局長) 安孫子藤吉君

食糧庁長官 佐方 信博君

郵政事務官(経理局主計課長) 木下 芳美君

委員外の出席者 山田 二郎君

總理府事務官 小林 英二君

大蔵事務官 宇井 秀夫君

厚生事務官 尾崎 重教君

農林事務官 金城 順隆君

通商産業事務官 本田 紀元君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

二月十七日

連合国軍の需要に應じ連合国軍のため

に労務に服する者等に支拂うべき

給料その他の給與の支拂事務の処理

の特例に関する法律案(内閣提出第

二八号)

同月二十日

酒税法の一部を改正する法律案(内

閣提出第四七号)

有価証券移転税法を廃止する法律案

(内閣提出第四八号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十八日

中小企業の税制並びに金融対策に関

する陳情書(東京都港区芝田町一丁

目十二番地森永ビル内日本中小企業

連盟豊田雅孝)(第四〇二号)

たばこ民営反対に関する陳情書(広

島市広島県議会議長小谷伝一)(第四

二七号)

金融対策に関する陳情書(東京都千

代田区丸ノ内一丁目二番地経済同友

会工藤昭四郎外一名)(第四四二号)

山林の所得税改訂に関する陳情書

(松山市三番町二十二番地愛媛林業

懇話会植村実)(第四五一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

食糧管理特別会計の歳入不足を補て

んするための一般会計から繰入

金に関する法律案(内閣提出第一八

号)

昭和二十一年度における一般会計、

帝國鐵道會計及び通信事業特別會計

の借入金の償還期限の延期に関する

法律案(内閣提出第三〇号)

アルコール専売事業特別会計から一

般会計への納付の特例に関する法律

案(内閣提出第三二号)

物資の割当に関する手数料等の徴收

に関する法律を廃止する法律案(内

閣提出第三五号)

一般会計と國立病院特別会計との間

における国有財産の所屬移又は所管

換の無償整理に関する法律案(内閣

提出第三六号)

連合国軍の需要に應じ連合国軍のため

に労務に服する者等に支拂うべき

給料その他の給與の支拂事務の処理

の特例に関する法律案(内閣提出第

二八号)(參議院送付)

証券取引法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四四号)(予)

○川野委員長 これより會議を開きま

す。

物資の割当に関する手数料等の徴收

に関する法律を廃止する法律案を議題

として質疑に入ります。三宅則義君。

○三宅(則)委員 ただいま議題となり

ましたこの法律案につきまして、最近

指定生産資材の割当統制が大部分の品

物について解除になりましたが、現在

なお統制を必要とするものがどのくら

いありますでしょうか。数字的に内容的に

わかれれば御説明願いたいと思います。

○佐藤(一)政府委員 現在の統制を今

後どの程度に減らして行くか。また現

在どの程度残つておるか。その具体的

なことはただいまちよつと御説明いた

しかねますから、適当な人から聞いて

いただきます。三宅則義君。

○川野委員長 またの機会に御答弁す

ることではないかですか。

○三宅(則)委員 現在幾分統制が残つ

ておるのに、どうしてこれを廃止して

しまわなければならないかというよう

なことも考えたが、やはり安本の方に

お願いするのでしょうか。

○佐藤(一)政府委員 この法律案を今

同時に提案いたしました理由のおもな

る点は二つございします。一つはここ

にございしますように、統制が大部分解

除されつつあるという情勢を前提にいた

してございします。いま一つは、大体この

制度自身がどうして生れたかと申しま

すと、物資供給に関する統制が非常に

強まりました結果、これに對して、こ

の統制事務のために相當の人員費、事

務費を従来必要として来たわけであり

ます。それらの事務が非常に増大する

と同時に、それらの事務の效果という

ものは、その割当なり申請を受けた人

人が受けるのではないかとということ

で、当然その費用を負担すべきである

という建前で、実は手数料制度という

ものが出たのであります。ところがこ

の手数料の徴收の方法が技術的に非常

にむずかしいのであります。印紙を

もつて納めるということになつておる

のであります。しかもその大体的の方

法を簡単に申しますと、割当を官庁か

ら受けまして、その割当の公文書をも

らつた業者が、それをさらに現物化し

なければならぬわけでありますが、そ

の現物化します際に印紙をその割当を

受けた公文書に張るのであります。そ

の印紙を張つたものを持つて、販売業

者なりあるいは生産業者のところへ行

きまして、それだけの割当を受けたか

ら現物をくれ、こういうことになるの

であります。そうしますとその要求を

受けた販売業者なり生産業者が、その

印紙に割印をいたしまして、そうしま

す公文書はさらに販売業者なり、生

産業者の手に渡るわけでありまして、そ

れを今度は商工省あるいは農林省の方

に持つて来る。販売業者なり、生産業

者が公文書を官庁に返す。こういうこ

とになります。ところが實際問題とい

ましては、現在の統制の實際は必ずし

もそれらの切符と云うか、公文書を官

庁にもどさなくても、生産業者が實際

の手持を埋める方法は幾つもあるわけ

であります。従つて實際どれだけ入つ

たかということが全然実績がつかぬな

いような仕組みになつておる。すなわ

ち印紙をもつて収入する手数料であり

ますので、予算を立ててあります。そ

れらとれたかということがはつきり出

て参りません。そういうような状況で

ありますので、實際問題としては手数

料を拂つておらないやないかという

ことが、非常に臨測されるのでありま

す。結局一方において統制がだん／＼

解除されて、国のこれらの事務に

要する費用の負担も非常に減少して参

りましたので、従つて特に割当なり申

請を申し込んで来た業者のみ、この手

致料を負担させることは必要なく、その以前のようにやはり国の一般会計でこれを負担すれば、十分であるということになりましたので、歳入が十分入る見込みが立たない。それから統制が解除になつてそれを特別に負担させるというほどの必要がなくなつた。こういう二つの理由から今回これを廃止しようというのであります。

○三宅(則)委員 佐藤さんにお聞きする。申請手数料及び割当手数料を収入印紙をもつて収めておると称してありますが、この法律廃止の結果、それらがどのくらい減少になるかというところは、今の御答弁ではつきりしなかつたのであります。もしわかれれば後日でもよろしくごさいますから伺いたい。なおこの法律を制定した昭和二十三年七月以降、この関係の手数料及び収入については、毎年どのくらいの数を示しているかということが政府の方でわかつておりましたか。それともついでに調査していただきますとけつこうと思ひますが、どんなものでしょう。

○佐藤(一)政府委員 実は二十三年はたしか三十億円ばかり予定いたしました。二十四年は約二十億円の収入を予定いたしましたのであります。ところがたゞいま申したように、幾ら入つたかという実績がつかめない仕組みになつておるのでございまして、主計局としては、予算は立てましたけれども困惑しておるわけでありまして、しかも非常な脱法が多くて、実際問題としてはこれを予算に立ててみても、いたずらに歳入欠

陥になつて、結局は一般会計の負担になつてしまふ。それくらいならこういうわかれにくい方法を廃止しよう。実はこういう気持ちになつたわけでありまして。

○三宅(則)委員 今の政府の苦しい立場もわかつたわけでありまして、決して反対せんがために反対しておるわけでもありません。私はぜひそうしたいやうなめんどくさい法律はなるべく廃止することに賛成です。ただ私の心配いたしますのは、一応法律に組んだ以上は、これを監査すると言ふか、調査すると言ふか、とにかく国におきましては、相当責任のあることと思ひます。それから、一応御調査なさつて、われわれ議員にも御報告くださらんことを特に希望しておきます。

○川野委員 ほかには御質疑はございせんか。

○北澤委員 この物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律案につきましては、質疑もないやうでありますので、この程度で質疑を打ち切れんことを望みます。

○川野委員 北澤君の動議に御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員 御異議がないやうでありますので、質疑を終了いたします。

○北澤委員 それではこの物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律案につきましては、討論を省略しまして、採択せんことを望みます。

○川野委員 北澤君の動議に御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員 御異議がないやうです。から、これより討論を省略して採決に入ります。原案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕

○川野委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員 次は前会に引続き食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするのための一般会計から繰入金に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。竹村奈良一君。

○竹村委員 先般私が質問いたしました中で、政府の方で答弁を保留されてゐる分について、本日できれば答弁して貰つた方が都合がいいのです。その一点は、最近新聞で伝えられておりますところの飲食店において、くず米に上るところの販売を認めるというところについてであります。もう一つは一石当りの中間経費約二千二百円でありまして、これのたゞは運賃あるいは事務費、それから公団手数料あるいはその他のいろいろな経費のパーセント、これもひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○安藤子政府委員 ただいまのお話の前段のくず米の問題につきましては、この前も申し上げたのであります。が、繰返して申し上げますと、料飲店の臨時規程法が一箇年間の期間になつておりますが、これをさらに一箇年間延長するという大体的方針で、この点の御審議を本国会にお願いしようと思つて、われわれは立案しておるわけでありまして、自由になつたものについて、材料として使えるという意味

のことをその中に入れておるのであります。一方くず米の扱いにつきましては、従来食糧法の何條でありましたか、府県知事が特例を設けてこれを処理することができると建前になつておるのであります。しかし食糧の需給状況等からいまして、この特例を置くことを認めない方針をもつて、たゞいままで進んで来ておつたのであります。ところが本年の作況を見ますと、非常にくず米が多い状況でありまして、これについては府県知事においても何らかの特例を設ける場合も、経済的にも出て来るのではなからうかという考え方で、府県において特例を認める場合には、その案について協議をしてくれ。それで農林大臣と打合せの結果、そういう措置を講じてもいいというこ

とにするから、もしそういう県があつたならばこちらに相談してくれ。かういふ通牒を出しておつたのであります。料飲店の臨時規程法の改正と、くず米に対する扱いと、この兩者を結びつけてあの新聞記事が出たものであつて、それがあたかも料飲店においてくず米を材料として使わせることを意図して、くず米の特例に関する問題を抜おとしておるのかとき印象を與える新聞記事になつたのであります。この点は私どもとしては非常に遺憾に思つておるわけでありまして、大体的方針としては、くず米の特例について申請がございまして、料飲店等においてそれを使うというふうなことは、現在の状況からしてあまり適當ではないのではないかと。取締りの面からみしても、くず米だといひましてもその辺の限界が実際にはつきりしない。く

ず米と稱してそういうものがいろいろ扱われるという場合が多いのであります。そういうふうな取扱ひをしたいという條例の設定方を府県の方から言つて参りましたも、それは適當ではない。従つて私どもはいたしましては、あらかじめそのような点については認めない方針だといふやうなことを、示さうかと思つてゐるわけでありまして、くず米につきましては、たとえば字彙にやるためにまとめて県の方であつせんをして、県の指導のもとに菓子をつくるとかいうような場合には、考えれば考えられると思ひますが、これは今申しましたやうな状況になつておりますので、料飲店とくず米の特例取扱いにするということは關係はないのであります。別途に両方とも処置をして行きたい。その点について、方針としてはいろいろ誤解が起るやうな点はできるだけ避けて、條例をきめることを審議して行きたいと思つております。

○金城説明員 今お話の各費目の総額に対するパーセンテージの分は、刷り込みにしてお手元に配付しておきましたが、これは要するに支出総額の三千五百二十一億五千二百万円に上ります各費目のパーセンテージを出したわけでありまして、このお手元に差上げた資料を、ごらんになると、食糧買入れ代金というものの比率がずつと出ております。この比率については資料をごらん願ふことにしまして、一石当りに相當いたします金額がどういふふうになるかといふことについて一応申し上げます。食糧買入れ代金等のうち、一番目の昭和二十四年度買入れ代金

は、石当りの比率でこれをかけますと百九十四八十六銭になります。二番目の昭和二十五年産買入れ代金というものが三千六百二十二円八十六銭になります。三番目の輸入食糧買入れ代金は千五百二十二円八十六銭になっております。四番目の昭和二十五年産米の早場米奨励金が百六十四円七十二銭、五番目の昭和二十四年産米の追加掛いが七十一円五十六銭、六番目の価格調整準備費が二十六円三十七銭、以上の小計がパーセンテージにしまして〇・八六九八で、金額にして五千四百六十円二十三銭であります。

次の諸掛りの方で申し上げますと、一番目の輸入諸掛りが金額で二十七円六十二銭、二番目の集荷手数料が五十二円四角、三番目の特殊指定倉庫加算額が二十一円三十四銭、四番目の保管料が九十二円二十八銭、五番目の運送費が二百六十七円四十四銭、六番目の加工費が七十一円五十六銭、七番目の人件費事務費が八十四円十二銭、八番目の金利が百八十四円六十銭、九番目の輸入食糧容器損料というものが六円二十八銭、この諸掛り小計のパーセンテージが〇・一一六五、金額で七百三十一円三十四銭となりまして、今までの合計がパーセンテージで〇・九八六三、金額で六千九百九十一円五十七銭となります。三番の原材料用向き売却代金の金額が三百六十四円七十三銭で、それを今までの分から差引きまして、総合用のための支出金額というのが、金額で申しますと五千八百二十六円二十一銭となります。それに食糧配給団の配給経費が、パーセンテージで〇・〇七一一八で、金額が四百五十円

七十三銭でありまして、総合計がパーセンテージは一〇・〇、金額で六千二百七十七円五十七銭、これが前に差上げてあります消費者価格算定表の各費目のちやうど一石当りに当るわけでありまして、ここでもちよつとお断り申し上げておきたいのは、一応これは比率を総額の六千二百七十七円にかけて、各費目の金額を出したわけでありまして、これがそのまゝ石当りのものに当るかということになりますと、一応の考え方はそういうことではないかと思ひますけれども、たとえば加工賃なんかにいたしましても、米の加工賃と麦類の加工賃はおの／＼違つて来るわけでありまして、この石当りを今金額で申し上げました分は、一応のブルーで見ただけ合米に直してこういうことになるというものでありまして、現実には米なり小麦粉あるいは精麦というものは、またこれからの／＼分析して考えてみる必要があるんじゃないかと思ひますが、これは一応比率をかけて出しましたというところを御承知願ひたいと思ひます。

○川野委員長 本多國務大臣がお見えになりましたので内藤君の質疑をこの際許します。内藤友明君。

○内藤(友)委員 ちよつと本多さんにお尋ねしたいと思ひつてあります。実は昨年の早場米の奨励金は七十億出ておりました、それがこの間も食糧の長官にお尋ねしますと、四十二億しか使わなかつたのであります。二十八億残りました。ところがこれは生産者の立場から考えてみますと、非常に大きな問題がこの中に実はあるのではありませんか。と申しますのは、二十八億残り

ましたものは、当初は七十億で消費者価格がきめられたのであります。従つて生産者価格もそれに見合せてきめたのであります。二十八億使ひ得なかつたというこのために消費者価格は多少減らされたのであります。そうしますと二十八億という使ひ切れなかつた金は、当然生産者、特に東北、北陸、北信の單作地帯の農家がこの恩恵にあずかるべきであつたのであります。が、その恩恵にあずかるべき二十八億というものがあつたに、全国の消費者がその恩恵にあつた。こういう問題になつて来たのであります。これはなか／＼單作地帯の農民からしますと大きな問題でありまして、昨年来この問題についていろいろ議論があつたのであります。ことに本年は早場米奨励金は六十億計上されております。これを大よそ見込まれて消費者価格はきめられておるのであります。しかし昨年の実績から見ますと、またまたこの六十億というものは使ひ切れなかつたやないかと実は今から考えます。ところがなぜこういう事態が起きて来るかというのを考えてみますと、これはいろいろありまして、そのうちで私どもも現実に村をまわつて、またその仕事をやつておる現場をながめて、一番これはこうだと思ひますのは手不足であります。食糧事務所の職員の手不足ということが明らかであります。

限られた日に、農家はこの奨励金ももらへるというものでありますから、一生懸命につくり上げまして村の組合の倉庫に持ち込む。ところがそこでは職員の手不足のために、それを

よう処理し得ないということのため、これがだん／＼残つて来たのであります。今日六十億が二十五年度の早場米奨励金として計上されておりますけれども、これにつきましても農民からしますと、これはまた昨年のようなことになるのではないかと心配をいたしておるのであります。そこで問題は、この食糧事務所の人の問題になるのであります。私も一昨午聞いておりましたのは、大体この方の人数の整備をするというので、三箇年計画で三千人、三千人、三千人というふうにして増員して、農民にあまり支障のないようにする、こういうふうな三箇年計画というものを承つておる。その当時私もそれを聞いてはいけなかつた。三箇年計画というものは、こういう問題について考えるべきことではないのであつて、どうしてもこれは一度に増員してやらなければならぬ性質のものである。ことに食糧事情が日本のような立場に置かれておる場合には、そういうことが非常に大事なのであるということとを申したのであります。その当時政府の財政の御都合もありまして、一応この年次計画になつたのであります。

ところが昨年その第二回目の三千人をふやすときに、ちよつと本多さんの御所管である行政整理という問題が始まりまして、遂に第二回目の三千人増員という問題が消えてしまつたというところが、端的に二十八億の早場米奨励金がかたしきれなかつたという結論になるのであります。これを農民がこのごろ非常な大きな問題に突はいたしております。そこで本多さんにお尋ねしたいのは、私は本年は六十億の金も、今

日のような状態にしておきますとよう使ひ切れなかつ、おそらく半分以上残るのではないかと。そうしますと單作地帯に對する手段として政府で考えておられますこの制度も、絵に描いたばかりもので、農民が失望するだけだといふことになるのであります。何とかこの手不足緩和の処置を講じていただくとくわけに行かないか。それが願ひなれば安孫子さんの方で六十億を今見込んで消費者価格をきめられておられますけれども、これは実は何にもならぬといふことになるのであります。問題はそこにあると思ひますが、それでどうでありましようか。本多さんは首を切るのが御商売であります。が、助けるところもなくちやいかなのであります。これは食糧事務所の人だけを助けるんじゃないのです。全国の農民の問題になるのであります。そういう観点から考えてひとつやつていただきたいと思ひつてあります。大臣のお心持を承りたいと思ひつてあります。

○本多國務大臣 ただいまの御質問によりまして、検査場まで期日内に持ち込んだものが、手が足りないために早場米としての扱いを受けることができなかったといふに聞かれますが、そういうものがあつたかどうか、私は今日までそういうふうには聞いておりません。ただ御指摘の通りに食糧事務所の仕事が非常に多忙をきわめたというところは承知いたしております。これは食糧の供出時期に集中される性質を持つた仕事でありますために、時期的には相当繁忙をきわめるのであります。が、その繁忙期を標準にして定員を定めますことは、国費の点からも非常な

多額を要することでありまして、輻湊した場合に多少の臨時雇いをもつて、これに充てて行くというふうな方法も講じております。昨年特に食糧事務所において多忙であり、また仕事は幾分混雑いたしました理由といたしましては、支拂い証票の作成等の計数的な経理事務ということが、検査員の諸君に課せられることになったのでござい

ます。私も食糧事務所を少しく実地に視察して参りましたが、公務員として突にりつばな質のいい職員が非常に多いことに、感心をして歸つて来たのであります。しかしりつばな人でありま

すけれども、食糧の検査等には相当なれておりまして、支拂い証票をつくるための計数的な経理の仕事はふなれでありましたために、よけいに骨が折れたことと存するのであります。これも相當なれて参りますと、

御承知のように経理方面の仕事は熟練をいたし奉と、なれない者の何人分もできるくらいに腕は上達するのであります。そうした方面からだん／＼に緩和されて来るだろうと考えております。かりに食糧事務所の出張所の職員一人ずつ増しましたも、これは一万人という数になるものでありまして、なか／＼今日の国家財政を考えますと、各方面のそうした経費を切詰めて行かなければならぬ段階にあるのでありまして、

食糧事務所においても定員不足のために支障を来すようなことがあつてはならないけれども、でき得る限り職員諸君の努力によつてこれを完遂していただくたいと考えております。これは各方面から定員を所望しております私の

ところには、そういう話があるのでございまして、私の方といたしましては行政の各部門のつり合いをとつて、あとは努力によつて支障のないよう努めてもらうという方針で進んでいく次第でございまして、食糧事務所の具体的な二十五年度の定員につきま

しては、農林省ともたいた協賛中でございまして、研究いたしたいと存じます。内藤(友)委員 農林省と御相談のようでありまして、多分実現するのじやないかと考えまして、これはありがたいこと

であります。突は先ほど本田さんは手不足のために二十八億の金が残つたのではないとお話になりましたけれども、それはさうじやないものであります。それはさうじやないために七十億の金がさういうように残つたのであります。そういうときに一応お出ま

したいて、どこをおまわりになつたか存じませんけれども、新潟であるとか、富山であるとか、石川であるとか、秋田であるとか、山形であるとかいうふうな穀倉地の非常に殺倒するときに、ひとつごらんいただきたいものだと思つてあります。

それから食糧検査ということには非常に緊要があるので、でき秋には非常に忙しいが、平生は仕事がないというお話も、それはさうじやないものであります。一村に一名ぐらいの者はいろ／＼と村でせわするのに年中実仕事があるものであります。このごろは俵の検査でなか／＼忙しいのであります。米の検査だけではないのであります。これから二月、三月、四月と行きますと、

ほとんど俵の検査で各方面をまわつております。またさういうことをやら

ないといけなくてあります。決して秋が忙しくてその他はひまだというものでないものであります。昔この米の検査制度がまだ府県にありました時代は、たいていこの県でも一村に一名ずつおつたのであります。それが

国に引上げられた結果、さういふうにほかの行政整理と一緒にいたしますから、十ば一からけでやられてしまつたのであります。たたいま各官庁におきましても、増員されておられるところもあるのであります。私も増員して

いたしたいというのじやないものであります。昔あつた程度までに行かなければ、農村のいろ／＼なことが支障を来すと言つてあります。決して増員の気持ちじやないものであります。さういふことでほんとうに農村の人の様子を御理解いただきたいと思つてあります。お隣の安孫子さんとひとつ御相談いただきまして、これは本多さんの前には頭が上らぬか存じませんが、ほんとうに災難をひとつ——これは何も安孫子さんのためにというのじやないものであります。農村のために

ということでありますので、ぜひ今度には第二次計画の三千人は何としても増員していただき、また来年は第三次の増員を願うということをお願いしたいと思つてあります。過般来いろ／＼私ども調べてみますと、農林省内部でむりをして、ほかに手をまわして借りておるのが八、九百人ほどあるようであります。これは自然発生的なものだと思つてあります。ほんとうの

臨時人夫のような形で、相当数おると思つてあります。さういふ人をいつまでも身分不確定のままにしておくことは、さういふ仕事を進める上に非常に困るのであります。それらを合計いたしますと二千四、五百人のものになると思つてあります。これは第二次計画の三千人に近いものと思つてあります。ぜひともこれだけは増員をお願いしたいのであります。さうでありますから、本多さんの方へあはれて参りますから、(笑)その点はどうぞよろしくお願いしたいと思つてあります。

○三宅(則)委員 たたいま本多国務大臣から御答弁があり、大体了承したわけでありまして、先ほど内藤友明委員のお話になりました通り、農村に対する食糧事務所の検査官につきましては、御承知の通り現在では一町村一七人という数字であります。これはどうして二人ぐらゐは必要であることが、われ／＼農村をまわつてみてわかるわけでありまして、昔は食糧の検査だけやつたものが、今は大臣がお話になりました通り、経理面まで加わりました関係上、一人ではなか／＼やり切れぬ面がある。本年も九百四十九人というものを三月まで人事院から承認を得て、他の部面から借りてやつておると承つておる。さういふことでは食糧確保上にもまことに困難であると確信いたしますから、これを補充いたすよう、食糧庁長官並びに農林省局は本多国務大臣とよく打合せられまして、この増員を、でき得べくんばこの国会においてやつていただきたい。但し一言申し上げておきますが、他の部面にお

いては食糧事務所と同様に忙しい部門もあり、場合によればなお整理していいところもあるかと考えます。これについては本多国務大臣は各省をよく御監督なさつておるはずでありますから、どうかその辺を勘案されて、われわれの至情をお聞きください。一方農村のため、もしくは食糧確保のために、突情に即したように訂正をしてもいいという希望を申し上げます。

○川野(長)委員 本多国務大臣に対する質疑はございせんか。——それでは安孫子長官に対する質疑に移ります。

○竹村(長)委員 生産者の買上げ価格は安いもので買上げて、消費者には高いものを売るといふ問題について考えたと思つておりますが、それについて食糧配給公団の配給経費は今四百五十四万七十三銭と言われましたが、これは昨年度と比較してふえておるのか減つておるのかを、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

たとえば中間経費が三年前に一五%であつたならば、現在でも一五%ではないはずなんです。なぜならば米の買上げ価格が上つておりますから、同じパーセントであつてもやはり多くなると思ふのです。従つてパーセントが上つて来るというのには、われ／＼としてはふしぎでかなわぬのですが、その辺はどうですか。

○安孫子政府委員 ただいま手元に、二、三年來の年次の比較表を持つておりませんので、計数についていかなる理由によつていかなる項目が上り、下つたかというようなことを申し上げるわけには参りませんのですが、この前も申し上げましたように中間経費と申しまして、ごらん願いますように、生産者に還元されますものが相当多く入つておるのであります。食糧買入れ代金の、上から六番目まで、その辺のものは大抵生産者に還元されるものであります。それから公団経費というのがありますが、この辺の消費者価格に対するパーセントをとつてみますと、自由価格時代よりも若干多くないかと申しますか、むしろ低いというふうな状況になつておるのであります。もちろん今後とも中間経費の圧縮については、私も努力して参る所存でありますが、私ども努力して参る非常に多いから、それが全部中間経費にかかつておるといふことではないといふことは、御了承を願ひたいと存する次第であります。

○竹村委員 たとえば具体的に申しますと、二十四年度の四月十四日以降の公団の必要経費は、一石に対して四百十六圓二十七銭になつております。と

ところが今御説明願ひましたものによりますと、四百五十圓七十三銭で、一石に対して三十四圓四十六銭上つておるのです。一石にわずかに三十四圓四十六銭だといふけれども、買金ベース等もかわつていない今日、これは大きな数字です。これはどういふところか、ふえたのか。買金ベースもかわつていないのにふえておるといふことはどういふ理由なのか。私たちにどうしてわからないのです。

○金城説明員 先ほどこの表の御説明を申し上げた際に申し上げましたように、石当りと申しますか、一応比率でただ機械的に出しただけでありまして、今おつしやいました公団の四百十六圓といふものはどういふ意味で出されたか、ちよつと私わかりませんけれども、単純にかりに比率で出したといひましたとしても、この總額の石当り六千二百七十七圓が上つておりますれば、比率は同じであつても四百十六圓か何ぼか上ることだと思ひます。

なほ二十四年、二十三年も同じような比率で出して研究してみたいと思つております。

○竹村委員 これは政府からもちつた資料です。農林委員会でもつた去年のやつです。二十四年度の四月十四日以降の数量の算出です。それでやるとさうなるのです。こういう点は別といたしまして、もう一つ統してお聞きしたいのは、今年度の買入れにあたりましては大抵一等、二等、三等、四等、五等米——五等米ははずされております。ところが買入れにあつては、全国至るところで出るものを聞いておりますと、一等米のパーセントが非常に少

い。たいていは二等、三等、四等もしくは五等というものが非常に多いのであります。そういういたしますと二十五年度におきます買入れ代金は、予定よりも非常に少なくて済むのではないかと。つまり安いものを買ひのだから少なくて済むのではないかと思ふのですけれども、これは一体どれくらい減少する見込みでありますか。現在は大抵検査が済んでおるから、ほとんど見通しはつておると思ひますが、そういう点をお伺ひしたいと思ひます。

○安孫子政府委員 本年のと申しますか、前年の作況からいいますと、下等級米が相当に多かつたのは事実であります。前年度の予算とその実績との対比、特に等級が低くなつた関係上どの程度の減になるか。これは決算をつけて見まさんと判明いたしませんので、ただいまお答へする状況にはないのであります。二十五年度の予算を組むにあたりましては、二十四年の状況等も十分加味いたしまして、なるべく予算と実際の支出金額との間に差がないように、その点については考慮を拂つて編成をいたしたつもりであります。

○竹村委員 われ／＼の調査するところによりますと、本年は大抵一等、二等米は二割程度、あとは三等、四等、五等米というふうなことになるかとおもうと思ひます。ところが昨年二十三年度米は、一、二等が八割であつて、三等、四等、五等というものは二割くらいであつた。そういういたしますと生産者から買ひ上げる値段は上つておりますけれども、上つただけはたとえば等級を下けたことによつて、上つただけは経費を必要としないと思ふのです。従

つて前からの説明によりますと、消費者価格をきめるのには、大抵本年度の米価を中心として大体平均してきめたと言われるのですが、しかしその消費者価格をきめるときに、三等以下四等、五等が八割であるというふうなことを計算しては、おきめになつておらないと思ふのです。従つて一等、二等、三等、四等、五等というものを平均した等級に出ていると思ふ。いわゆる中間の四千二百五十圓を中心としてきめておられると思ふのです。そういういたしますと四千二百五十圓の中心値段で消費者値段をおきめになつておるが、実際には四千二百五十圓よりも以下のものを買つておられる。そうしてその悪い米を配給しておられる。そうすると必然的にそういう理論から言いますと、消費者価格、配給価格は下げなくてはならぬと思ふのですが、これを計算された後に私の言うようなことになりまふならば、消費者価格を下げる必要があるかどうか。これは下げる必要があると思ひますが、これに対する政府の御答弁をお願いいたします。

○安孫子政府委員 買入れ価格あるいは米価をきめます際は御承知の通りであります。三等を基準にいたしましたので、各等級の比率等を総計してやるわけでありまして、等級価格差は消費者価格の中に織り込んでやつておるわけでありまして、これの設定につきましては、ただいまはつきりした記憶は持っておりませんが、三等あるいは四等というふうなものが相当多いという前提のもとに、実は消費者価格なり生産者価格をきめます際でも、等級価格差というものは考へてきめておるわけ

あります。そういう状況で価格をきめておりますが、それが実際と非常に食い違つた場合に、そこに余裕ができるはずだから、それを消費者価格の引下げの方に使えるかどうかというお尋ねだと思ひます。全体の金額から申しますと、等級価格差の問題は、金額的にはさう大きなものにならないと思ひます。従つて多少等級間の差が初めの予想と違ひまして食い違ひがあらましても、米価の消費者価格をすぐに引下げるところまでの財源には私はならないと考えております。

それから二十五年の米についても、一応等級別の振合ひをつけておりますが、幸いにしまして今年の作柄が非常によくて、米なども非常に豊満な米ができたといふことになりまふれば、逆にその方がくずれて参りますので、昨年は予想したよりも下等級のものが多かつたけれども、また豊作でありますれば、予想したよりも上等級のものがよけいできるという形になるのであります。これは予定をいたします場合と、実際の作況との食い違ひであります。これはなか／＼それを一致させることは困難だと存じます。かりにそれが多少とも食い違ひましても、ただちに消費者価格を引下げるといふ金額に私はならないのじやないか、かように考へておる次第であります。

○竹村委員 消費者価格を引下げるほどの金額にならないというならば、おそらくそれだけの金は、今度は生産者が実際に生産費を割つて出しているのだから、バック・ペイのときに、その金といふものは計算されて生産者に返されるかどうか。それは政府の中間経費の

中に織り込むというのではなしに、それを消費者価格を下げないというならば、たといわずかだと言いがらも、私は相當な金額に上ると思う。ちよつと今計算しておりますが、大体一等、二等、三等、四等の価格から言いますと、それが三等、四等、五等が八割あるとすれば、相當の額になると思ふ。パツク・ペイされるときにその金額を織り込まれるかどうか。

○安孫子政府委員 バック・ペイの際
は、御承知のようにパリテール指数の
変化によりまして、機械的にこれは出
て来るわけであります。従つて機械的
にバック・ペイの金額はきまつて行
く。等級間格差の想定と実績との開き
というものを、バック・ペイの中に織
り込むということは、現在の制度のも
とにおいては考えられないことだと思
うのであります。

それからそうした余裕が出た場合には、それだけ中間経費が上つて行くので、はなはだ不都合ではないかというお話もあつたかと存じますが、買入れ代金が少なくて済めば少なくて済むだけのことでありまして、そのために中間の諸掛り等の方にその余裕金などをまわすということとはございませんので、やはり中間経費も各項目ごとの支出金額の範囲内においてこれを処理しておりますので、その点は端的に申し上げますれば、余裕がある状態において、この会計が翌年度へ移るといふことだけになると思う次第であります。

○竹村委員　それではもう一点お聞きしたいのですが、大体現在のいも類集荷にあたっては、諸類統制会社というものがあつて、いろ／＼手数を料をとつ

ているようでありますが、これは突然生産者が供出したしますのは、協同組合を通じて集荷し、そして協同組合に集荷料を拂う。配給する場合に配給料が公団がこれをやつてゐる。ところがそこに諸類統制会社というのがありまして、そうしてこれはほんとうに單なる協同組合から一応報告を受けて書類に書くというだけで、手数料をとつてゐると思ふのであります。この諸類統制会社にお渡しになるところの手数料は、一体十貫匁当り幾らになつてゐるか、これをお伺ひたいのであります。

○安孫子政府委員 諸類統制会社というものをかつて使つたことはございますが、現在においては使つておりません。これは何らかののお考え違いではないかと思ひます。現在は食糧配給公団の諸類局が、政府からいもを買い受けまして配給しているわけです。政府の指定集荷人というものがいるわけです。これは米あるいは麦の指定集荷人と同じでございます。そういうものを通じて買つているのであります。この取扱ひ機関は大体協同組合が九割ぐらいいやないかと思ひます。商人系統はごくわずかな状態になつております。それで圓場あるいは一定の集荷所

においてそれが検査を受けて、そこで政府が集荷人から買受けまして、それをただちに公団の方に切りかえるというような措置を講じておりますので、ただいまのところいも類の統制会社というようなものを使つてはおらないのでありますから、これは何かの間違ひではないかと思ひます。

○竹村委員　あるいは私感違ひしてい

るかも知れませんが、それでばもう一つお聞きいたします。現在いもは集荷されて、そうして配給辞退の場合に、これは一応食糧検査所の名によつて、たとえば澱粉会社その他に拂下げられていると思いますが、これの拂下げ価格、そうしてこの拂下げ後に生産された澱粉というようなものを、どういうふうに政府はキャッチして、どういうふうに計画的に配給されておりますか。

ういうものについては政府といたしましても、澱粉の形においてこれを貯蔵することが適當ではないかと思ひますので、そうした際にはやはり従来と同様な方法で、澱粉の工場にこれを加工を頼みまして、できた製品を政府が買取りまして、澱粉の形態において持つているということにしなければならぬかと考えているわけであります。

○竹村委員　もう一つお聞きしたいのですが、これはもう問題になっていると思いますが、前からいろいろ説明を聞いておりまして、どうもはつきりせぬ点があるのであります。というのは、米を生産者から買い上げるときに、大体一石四十貫という形で買い上げられている。あとキロによつて配給されておりますが、各地で問題になっている。農林省においては一石三十九貫というのが、一応農産調整委員のところに書かれておつたのであります。

この問題についてこの差、配給するときには大体一石四十貫をキロに直して配給されているのかどうか。この点をお聞かせ願いたいと思います。

○安孫子政府委員　便覧でありましたか、あれに三十九貫というようなものが載っておりますので、いろいろの問題を起したのであります。実はその最終的な結論は、私どもの方の見解についてまとまつておりませんので、ここではつきりしたことを申し上げるのはどうかと思いますが、あるいはミスプリントであつたということもあるわけでありまして、約四十貫ということとで私どもは今処置いたしておるのであります。この点はもう少し私の方といたしまして、固めまして御答弁申し上げます。

げたいと思います。

○竹村委員　それではその方はそれで
終ります。

現在新聞紙上で見ますと、輸入食糧の問題で、政府が初め予定されておるよりも、種類によつて非常にかわつて来ておるのではないかとわれ／＼は考へるのであります。たとえば今まで小麦とかさういふものを予定されておつたのが、米——シャム米とかビルマ米とか朝鮮米という米の方に相当転向されておるといふことは、新聞紙上で承るのでありますけれども、これに對して予定された以上に輸入すると政府は考へておるのか。あるいは予定された以上に輸入するとするならば、一休本年度は何トン輸入されるのか。その種類——たとえば米とか麦とかあるいは雑穀とか、そういう種類別のトン数等をできればひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員　ただいまのところ予算上定まつておるのは三百四十万トン、これ以上のものの輸入は私どもとしては考えられないと思つております。朝鮮米についてはあれは十万トンでありましたか、大体協定ができつつあるわけでありますが、こうしたものも実は三百四十万トンの中に織り込まれておるものであります。三百四十万トンと申しますのはあの当時想定に入れておるのであります。それが具体化しつつあつて、朝鮮米については十万トン、ビルマ米については十七万トンでありますか、その程度のものであります。米全体につきましては大体八、九十万トン程度のものを予定いたしておるのであります。しかしああいふふ

うに具体的に固めて参りますと、必ずしも八、九十万トンというものが確定であるかどうかという点については、いろいろ問題が出て来ておるのであります。米の確保については非常に困難をしなければならぬのではないかと考へ方をいたしておるのであります。地域別に予定の数字をたてたいまま持つて来ておらぬのであります。大体米について申し上げますと、朝鮮あるいは南方地域から八、九十万トン程度、それから雑穀がイラン、イラクその他から大体十萬から十五、六萬程度、それからそのほかのものが小麦、これは漳州、アルゼンチン、カナダ、アメリカというところから仰ぐことを予定いたしておるのであります。これはこの前の委員会でも申し上げましたように、地域別、品種別の大体の予定であります。そのほか資金的に見ますと、ガリオアで入りますものと商業資金で入るものとあるわけであり、これはどの程度の振り合いになりますか、当初は大体商業資金で六割程度、救済資金の方で四割程度というように想定をいたしておつたのでありますけれども、この救済資金によりますものが相当減る見通しであります。そうしますと、その残りは全部商業資金に仰がざるを得ないという状況になりますので、三百四十万トンの食糧輸入につきましては、従来、救済資金一本建で参つておりました場合よりも複雑であり、なか／＼見通しも困難であり、今後いろいろ各国との折衝を続け、きめて参らなければならぬ状況にあることを、お話ししておきたいと思ひます。

○内閣(友)委員 たいだいまの御答弁で輸入食糧のことはおおよそわかつたのであります。このこの予算に出ております価格調整費が九百億あります。その中で食糧については四百五十億あるのではありませんか。この四百五十億というのは三百四十万トンの輸入食糧を入れるということになるのではありませんか、具体的に四百五十億といふのはどういふところにどういふふうにお使いになるのですか。それをひとつ具体的に聞かせ願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 これは大蔵省の方からお答え願つた方が適當だと思ひますが、私どもの一応理解しておりますところでは、貿易特別会計に一応入りますから、それで食糧からこれに相当する金額を貿易特別会計の方に返すという形になるのではなからうかと思ひますが、この点大蔵省の方と打合せまして御返事申し上げます。

○内閣(友)委員 つまり商業資金で六割、救済資金で四割というお話であります。商業資金で六割入れる。食糧の向うから入るのが三百六十円の計算で行きますから、非常に高いものになります。内地の生産者価格と非常に開きがある。その開きをこの四百五十億で埋められるかどうかということ。それ埋められるかどうかということです。

○安孫子政府委員 そうです。それで埋めるといふことです。

○竹村委員 大体本年度の国内の麦の超過供出は大体非常に多くなつてゐると思ひます。大体どれだけ超過供出が出るとかそういう点を一つ、もう一つはわれ／＼のどうも納得の行かないのは二合七勺の現在の配給量を維持する場合は、政府もし／＼言明されていゝるように、大体補填量といふものはスその他を引いて一千二百五十九万一千四百八十一石、それだけあつたらよろしい。こういうふうにきめて行つておられるわけでありませう。そうすると大体輸入食糧はわれ／＼の勘定では二百四十万トンか二百二十万トンあれば十分、しかも先ほど尋ねましたように、二十四年度の麦の超過供出といふものは相当ある。それを換算いたしますならば、二百四十万トンよりもつと少くてもよいのではないかとわれ／＼は考へるのでありますけれども、それが今御説明になつたように三百四十万トン現在に計画してゐる。こういうふうな現在の世界の食糧事情といふものが非常に好転しつつある。非常に各地で農業政策といふものが復興して増大してゐる。これは今日の資本主義経済組織のもとにおいて当然であります。そういうものが生産が拡大すると当然これは安くならざるを得ない。安くならぬといふことがわかつてゐるのに、しかも二百四十万トンくらいで二合七勺現在の配給量を維持するならば十分でよいと言われるのに、なぜ輸入食糧といふものを多く入れられるか。しかもそれには多くの補給金といふものを捻出しておられるという点がどうもわれ／＼納得できない。この点昨年度の麦の超過供出はどれだけあつて、二合七勺どころか三合にもするのだ、こういうふうに言われるならば、私は輸入食糧の増大といふものは納得できるのではありませんか、配給量はそのままにすえ置く、そして超過

供出はとる。超過供出をとつたものもそのままにしておいて、なお輸入食糧はそう入れぬでもよいのに入られれる。そうして多くの補給金を組まれる。そういういたしますと、われ／＼の考へてゐるのには、おそらく政府はそういうことを考へておられるかもしれないけれども、もしどうかで戦争でも起つたならば、食糧の輸入ができなくなつて困るので貯蔵して置こう、こういうふうな考へておられるのかと思ひますけれども、この点をひとつ詳細にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 従来二百四十万とて、二合七勺を維持して来ているのに、三百三、四十万トンのものを入れる必要がどこにあるのだ、それは貯蔵でもしておくつもりかといふことであります。私どもはこの前の国会では会計年度の需給推算のみを申し上げておりましたので、この点がいろいろ御議論もあつたのであります。昭和二十五年食糧年度といたしましての私どもの需給の見込みは立てたのであります。その結論によりまして、どういたしまして三百四十万トン程度のものを輸入食糧に仰がなければ、需給推算が立たぬという結論になつておりました。会計年度によつて立てました輸入食糧の所要量といふようなものとはほぼ一致しておるのであります。なぜ食糧の輸入をかほどに多くしなければならぬかと申しますと、需要の面におきましてもちろん人口増がございます。それから労働配給の点も多少考へなければなりません、また学童に対しまして食糧の問題もございます。それから

ら歩どまりを相當下げて品質をよくして行くといふような点からいたしまして、どうしても所要量として三百二十万トン程度のものは、食糧年度で見通しを立てても必要であると思へておるのであります。私どもいたしましては、実は三百四十万トン程度のものを輸入して、これを貯蔵することであることはなか／＼困難なことであると思ひます。この程度のものを輸入することによつて初めて需給の調整がとれるといふふうな考へておるのであります。それで麦の超過供出は大体二〇%です。それから二〇%程度の超過供出がある状況でございます。昨年の米につきましては御承知のようにいろいろ問題がありまして、当初需給推算をいたした當時よりも、多少とも減る事情も出て来るのではないかと考へておりました。それからことしの麦あるいは米の作況といふふうなものもまだ判明いたしませんので、この点は私どもとして十分慎重に考へて参らなければならぬのであります。三百四十万食糧が入つたからといつて、ただちに非常に余裕ができて貯蔵し得るというところには、なかなかならぬのではないかと考へておる次第であります。

○竹村委員 ところで政府の二十四年十一月から二十五年十月までの大体の需給推算では、大体需要高として五千三百三十二万石、これは一般消費者及び農家配給用、それから労働配給その他といふことにして、差引不足が一千二百二十二万四千石、それからロスが三十六万六千石、こう見ておられるわけですか。そういたしますと一千二百二十九万一千四百八十一石という補填量

が大体必要だ、こういうふうにはつきり前に——これは政府の数字なんです、が、私聞いたのです。しかも麦において二〇%の超過、これで大体百七十万石があるわけです。そういたしますとどうして二百万トンでいいのではありませんか。これで困つて来るという事はどうしても私たちが納得できないのです。それであるならば、たとえば二十四年度の供出において初めの供出予定数よりも減少して、初めの事前割当された供出量だけ政府は集荷できないというお見込みであるのか。それであれば大体わかる。そういう点であるならば、おそろしく今度の供出にあつても、実際できないといつて困つておる農家に對して、強権発動までされる御意思はおそろしくないだらうと思ふ。その点ひとつお聞かせ願ひたいと思ふ。

○安孫子政府委員 二十四年度米に對しては補正をいたしましたので、この補正の線まではぜひ完遂しなければならぬと考えております。前に超過供出等も見込んでおりましたが、この超過供出については私も相當困難性を持つてのではないかと感じを持っております。それで数字の食い違ひがございまして、問題がございながらあります。結論だけを、二十五食糧年度の昨年の十一月一日からことしの十月三十一日までの需給の見通しを申し上げますと、供給高におきましては、二十四年度の十一月一日に持ち越しましたものが千七百二十六万七千石であります。それから二十四年度のもとの買入高が四千六百五十八万石といふ想定をしております。それから二十五

年のものについて入りまする總計が千八百二十八万石、合計いたしますと八千二百二十九万石に相なるわけでありまして、それでこの需給面でありまして、主食用に対しましては五千五百二十一万四千石、工業用に四百五十三万三千石、種子用といたしまして四十九万三千石、それから加工減耗等を二百四十四万七千石見ておきまして、それを合計いたしますと需給面において六千二百六十八万七千石、差引いたしまして翌年度への持越しが千九百六十五万三千石になります。昨年の十一月一日の持越しが千七百七十六万七千石でありますので、この間約二百万石程度の持越し増にはなつておるのであります。が、大体これで均衡がとれて行くといふふうに考えておるのであります。それでそのうち輸入食糧をどの程度見ておるか申しますと、二千二百二十七万四千石、トシ数に換算いたしました三百九十九万一千トンというものが輸入食糧である。供給面においてそれだけのものが二十四年度買入高の中に含まれております。そういう需給のバランスになつておるのであります。この十一月一日の昨年の持越しも前年よりも多少ふえておるのでありますが、これはやはり輸入食糧の増による持越しの増といふふうにお考え願つてけっこうだと思います。これが私が最終的につくりました本食糧年度の需給推算の結論的な数字であります。

○竹村委員 輸入食糧の増によつて持越しが少し多くなつただけだ、大体そういうことに聞いたのでありますが、しかし問題は先ほど申しましたように世界の食糧事情は好転しておる。好転しておれば別に持越しを多くしなくても、しかも日本が非常に税金やその他困つておるときに、特に持越しを多くしなければならぬ理由はないと思ふのです。国内の人口増によるぐらゐは、国内の生産増によつて十分補つて行けるわけですね。従つてその点がわれわれとしてはどうもわからないのであります。食糧事情が非常に困つて来て生産が減退して行くという場合には、これは持越しを多くしなければならぬ。それは当然でありますけれども、世界の食糧事情が非常によくなつて生産が増されておるときに、現われて行く数字が、おつしやつておるうちに輸入食糧の増によつて持越しが多くなつて行く。その持越しを多くしなければならぬという原因がわれわれはわからぬ。戦争の準備でもなさるならば持越しを多くしなければならぬといふことになりまして、戦争なんかしないことになりまして、戦争しなくても、何のためにこの持越しを多くされるのか。そういう点はどうか。

○安孫子政府委員 持越しが多いと申しますが、十一月一日と申しますのは大体出まわり期でありますので、国内産食糧の持越しも相當多いわけでありまして、それで人口の増ぐらゐは、国内の食糧の増産によつて十分まかなえるのだといふようなお話もございしましたが、もちろんわれわれは事前割当においてはその事情を織り込みまして、十分国内の人口の増ぐらゐのものは、国内の生産力を上げるによつてまかなつて行くという建前をとつて行

わけであります。しかしながら御承知のようにいろいろ災害がございまして、結論的にはやはり事前割当に對しましては、相當の補正をしなければならぬ状況であります。これは竹村さんなんかは十分御承知だと思ひますが、事前割当の数量に對しまして二、三百万石の補正をいたしましたので、そんなことではとても納まらぬので、一千万石程度の補正をしなければ農民を一体どうするかという状況でありまして、われわれは需給の観点からいたしまして、どうしてもここに余裕を多少とも持つことが、いろいろ適正な補正をするについても、有効な手段にもなるのではないかとことも考えまして、多少とも持越しがふえるといふことは、戦争を予定してふやすといふ意図は全然持つておりませんが、需給の現在の状況からいたしまして、この程度の持越しを持つことは適當であり、これによつてまた農村を非常に圧迫するといふようなこともないといふような見通しのもとに、これを組んでおるわけでありまして、しかもなおこの三百万トンの輸入食糧に對しては、先ほど申し上げましたように、これからの相談のものが多くございまして、必ずしもこれだけが手放しで入つて来るという性質のものではありません。従来輸入食糧でありますと、救済基金によつてアメリカが資金を持ち、買付けをし、輸送手段を持つてやつて来ております。今度の商業資金によるものは日本の自力によるものでありますので、この点は日本の輸出力等ともならみ合せて、必ずしもかような想定をされましたからといつて、これが確實に従

来の輸入食糧と同じような形で入つて来るわけではありませんが、需給の面から申しますとやはり一つの不確定的な要素と考えられます。しかしながらぜひ実現したいといふことで努力をいたしておりますが、その辺は多少アラウアンスを見なければならぬのじやないかと思ひます。

○竹村委員 今度は商業資金によつて輸入される、こういう見通しのものが非常にふえて来るのでありますが、そういういたしますと商業資金によつて輸入される場合、それはどういう機関によつて輸入されるのか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○安孫子政府委員 やはり日本の輸入業者の手を通して入れることになると思ひます。

○竹村委員 そういう輸入業者が輸入するところの資金関係ですが、そういう資金の融通をどういふ面から調達をつけるのか。その辺を聞かしてもらいたいと思ひます。

○安孫子政府委員 通産省の方からお話申した方が適當だらうと思ひますが、要するに外国資金を食糧でありますとか棉花でありますとか、いろいろな部門別に割當をいたしまして、この資金のわく内において輸入するといふ形になると思ひます。

○竹村委員 大体政府ではこの前食糧の問題について、世界の小麦協定に入るかどうかといふことで、入るといふことに政府は答弁されておつたのであります。最近世界小麦協定に入ることと世界の部分から反對されて、どうも小麦協定に日本は加入できないのではないかといふふうに考

○安孫子政府委員　小麦協定加入問題は、昨年末ロンドンにおいていろいろ議論があつたのでありますが、またその後引続いてワシントンにおいてもこの問題が論議されております。私どもといたしましては、いろいろ法律上の問題はありますが、結論においては小麦協定に参加し得るものであらうという見通しを持つております。

○三宅(則)委員　簡単に安孫子長官にお伺いしたい。先ほど内藤君の御質問もありましたが、私も事情を勘案いたしましたして、食糧事務所の職員増加等を認めなければならぬのじやないかと考えております。今国務大臣とお話になりました。せつかく検討中であるという御答弁でありましたが、私はこれに對して長官の心構えを聞きたい。増員によりまして大体五億四千程度の経費があるということであります。これに對しまして新たに予算を組み直さなく

でも、予算のやりくりによつてただちにこれは非常勤手当ないしは予備費から計上すれば、五億田程度はできるといふふうに乗つておるのであります。が、実際上の長官のお考えはどうでありますか。この際承つておければ幸いです。

○安孫子政府委員　かりに定冒法が改正になりまして、それが予算上の裏づけはどういうふうになるかという点でございます。本年度は予備費を二十億程度組んでおりますが、このうち消費者価格によつて裏づけをいたしたものの

この十五億を出しました一つの気持は、人員増が定員法において改正を要されて増員になつたという場合には、四、五億程度のものはどうしてもいるので、これを予備費の中に一応含みまして入れておこうというような考え方をいたしておるのであります。もちろん大蔵省の方といたしましては、この点ははつきりそういうことを言つてもらつちや困るという意見もその当時あつたのでありますが、大体気持の上では、そういう点をお互いに持つて来て

おるのであります。また臨時職員の手費の流用等についても、一つの方法として、やはり得るものだとも考えております。但し一番はつきりした形においてこれをきめるならば、やはり俸給とか人件費のところへはつきりこれを組みかえることが、一番適当な方法であると考えるのであります。しかしこれまでの話し合ひは大蔵当局と、定員法が改正にならぬ段階にもあります關係上、話がつかかておるといふ事情であります。

○三宅(剛)委員　そういたしますと、今長官のお話では、大体内務大臣と話をいたしておりますから、大蔵当局とも話ができてさうだというように承るのではありませんが、私は食糧確保のために万全を期しまして、われ／＼が安心して生活できるように、また国民

大臣、政府當局と御相談の上、実現を期せられたいと思います。

○宮腰委員　今年度一ぱいで食糧配給

りまゝ、その点について具体的な意思表示がまだないようですが、将来廃止された場合にどうして配給機構をやつて行くか、こういう問題があります。もし配給をやる場合に、旧来の米屋さんを動員して、そのままその委託経営というような形でやらせられるかどうか。それからまた現在の公団の予算の内容は、廃止するという前提のためか、大分水ぶくれの点もあるように考

えられますか。この穀目の中のトウモロコシとか、あるいは稗とか一切の備品などはどういうふうには将来公園廃止後にはどうか、こういう問題と分配するものか、また将来配給の問題について、今までのいろ／＼なものが配給されていましたが、今後米とか麦あるいは麦粉、こういうものだけで配給するのか、そういう点の問題。それから輸入食糧が大分今回入つて来るということで、農民の方

方は非常に心配されまして、ある一部の方々はもう米をつくつたり、麦をつくつたりする必要はないのだというような非常に甘い心配をかけております。現に広島県の方の話では、昨日聞いたのですが、二毛作の麦を植えるよりも、花をしろの材料を施した方がか

えつてもうかるのだという様なことを言つておる人もありました。これもやはり将来の輸入食糧の関係を非常に心配されているからだと思います。それから小麦協定をされた後に、今後バーター制で南方米の入つて来るよ

○安孫子政府委員 配給公園は大体来年度の三月をもつて解散をいたしまして、別の配給機構を確立する考えでありますのであります。これの詳細についてはまだ研究中でありまして、申し上げる段階ではございませんが、大体の構想を申し上げますと、最初に末端の配給所を、小売機構でありますがこの小売機構というものを切り離して行こうかと考えております。その

方法は、結局最終的な形においては、登録制によつて小売機構がきまつて行くというふうにならうかと思ひます。その次の段階では、この小売屋さんによつて一つの卸機構をつくり上げて行くことと考へております。卸機構は各府県に複数制、大体最低五つぐらいのもので卸をつくりつて参らうと思つております。この卸は一応やはり小売屋さんの登録のような形において、きまつて行きはしないかと考へております。そ

ういたしますと、ここで卸機構がで
き小売機構ができますと、これで政
府はその卸に直結することによつて、
配給所を支障なく切りかえられるであ
ろうかと考えておりますので、およそ
の構想といたしましては、そういう筋
道で公営の單戸二半戸、混合賃貸の多戸市

通て、左図の簡注に於て、西條桃樹の想像
 をやつて参りたいと考へております。
 まだ詳細の点については、研究中でござ
 います。大綱は以上のようなもので
 ございます。
 それから、解消いたしました際に、公団
 の持つております備品、什器等の処置

それから外国食糧が相当入つて来るというこのために、国内における食糧生産に非常に悪影響を及ぼすというような現象が各地に見られるというのであります。私どもの根本的な考え方、やはり食糧は国内においてできるだけ自給度を高めて行くことが、本筋であるという考え方をいたしてゐるのであります。この点については農業の生産計画等も、二十五年のもの

にすぎません。これは指示をいたしているのではありません。そうした線に沿うて各府県とも御協力を願っているのであります。外国食糧が入ると申ししましても、需給上やむを得ないものについて入るのであります。できるだけ国内の生産力を上げて行くという方法については、農林省といったしましては動かない方針をとっておりますので、その辺につ

いては各指導者の方々にもその点を十分申し上げて、いろいろ末端において誤解のないようにお願いをいたしているのであります、そうした気持を持っていることを申し上げておきたいと思ひます。

た場合には、南方米の輸入等に相当支障を来しはしないかというお尋ねであつたかと思いますが、私どもは南方米の輸入については、小麦協定に参加すると参加しないによつて、さしたる影響はないというように見ているのであります。

○川野委員長 それでは本案に対する質疑はあつたまいにいたしまして、次に予備審査のため付託されました証券取引法の一部を改正する法律案を議題として、政府の説明を聴取いたします。証券取引委員会事務局長湯地謙爾郎君。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第十項但書を削る。

第四條第二項但書中「五百万円」を「千万円」に改める。

第五條第一項第三号を次のように改める。

三 当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況その他事業の内容に關し重要な事項

同項第九号中「募集又は募集の委託」を「募集、売出又は募集若しくは売出の委託」に改め、同項第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める事項
同條第三項に次の一号を加える。

七 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める書類
第十三條第六項を次のように改める。

前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出の価格若しくは募集若しくは売出される数、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。
第十五條第三項中「左に掲げる場合」を「左の各号の一に該当する場合」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合、但し有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

第二十五條第三項中「命令」を「大蔵省令」に改める。
第三十八條第三項第一号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十

條第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）に、「第二号及び第四号」を「第二号及び第三号の二乃至第四号」に改め、同項第三号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第三十條第二項中「命令」を「政令」に改める。
第三十一條第三号の次に次の二号を加える。

三の二 証券業者である会社がこの法律の規定により登録を取り消された場合において、当該処分があつた日以前三十日以内に当該会社の取締役又は業務執行社員であつた者が当該会社がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの
三の三 第五十九條の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、「」を加える。
第三十四條を次のように改める。
第三十四條 証券業者の営業用純資本額は、五十万円（証券業者のみを相手方として取引をする者については、二十万円）を下つてはならない。

証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認め、二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率をこえてはならない。

前二項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、前項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを計算しなければならぬ。

第三十五條中「証券取引委員会」は、「の下に」登録申請書の営業用純資本額が前條第一項に規定する金額に満たない場合、又は「」を加え、「前條第一項」を「同條第二項」に改める。

第三十九條第一項中「第四号乃至第七号」を「第三号の二乃至第八号」に改める。
第四十條第一項中「証券取引委員会」は、「の下に」証券業者の営業用純資本額が第十四條第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は「」を加え、「第三十四條第一項」を

「同條第二項」に改める。
第四十一條の次に次の一條を加える。
第四十一條の二 証券業者は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。
証券業者でない者は、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。

第五十二條中「四月から九月まで及び十月から翌年三月まで」を「十月から翌年九月まで」に改める。
第五十四條第一項第五号中「第四号乃至第六号」を「第三号の二乃至第六号」に改め、同項第六号中「第三十四條第一項」を「第三十四條第二項」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 営業用純資本額が第三十四條第一項に規定する金額を下つたとき
第五十五條中「証券業者」に対しその営業を「証券業者若しくはこれと取引をなす者」に対し当該証券業者の営業に改める。

同條の次に次の一條を加える。
第五十五條の二 証券取引委員会は、証券業者が営業又は財産管理の状況に照らし、過當な数量の売買取引、不健全な方法による売買若しくは借入をなし、又は不良と認められる資産を有する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、証券取引委員会規則で定めるところによ

「同條第二項」に改める。
第四十一條の次に次の一條を加える。
第四十一條の二 証券業者は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。
証券業者でない者は、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。

第五十二條中「四月から九月まで及び十月から翌年三月まで」を「十月から翌年九月まで」に改める。
第五十四條第一項第五号中「第四号乃至第六号」を「第三号の二乃至第六号」に改め、同項第六号中「第三十四條第一項」を「第三十四條第二項」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 営業用純資本額が第三十四條第一項に規定する金額を下つたとき
第五十五條中「証券業者」に対しその営業を「証券業者若しくはこれと取引をなす者」に対し当該証券業者の営業に改める。

同條の次に次の一條を加える。
第五十五條の二 証券取引委員会は、証券業者が営業又は財産管理の状況に照らし、過當な数量の売買取引、不健全な方法による売買若しくは借入をなし、又は不良と認められる資産を有する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、証券取引委員会規則で定めるところによ

「同條第二項」に改める。
第四十一條の次に次の一條を加える。
第四十一條の二 証券業者は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。
証券業者でない者は、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。

第五十二條中「四月から九月まで及び十月から翌年三月まで」を「十月から翌年九月まで」に改める。
第五十四條第一項第五号中「第四号乃至第六号」を「第三号の二乃至第六号」に改め、同項第六号中「第三十四條第一項」を「第三十四條第二項」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

り、将来当該行為と同種の行為をしてはならない旨又は財務計算について、当該資産の全部若しくは一部を償却すべき旨を命ずることができる。

第五十七條に次の二項を加える。

証券取引委員会は、前項の規定により営業の停止を命じた後、当該証券業者について当該処分を基礎となつた事由が消滅したと認められる場合には、営業の停止期間を短縮する処分をなすことができる。

証券取引委員会は、前項の規定による処分をなした場合においては、遅滞なく、理由を示し、この旨を当該証券業者に通知しなければならない。

第六十條中「第五十七條」を「第五十七條第一項に改める。

第六十三條第一項第一号中「第五十七條」を「第五十七條第一項に改め、同條第二項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の抹消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において証券取引委員会が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該証券業者に通知したときは、その期間を経過するまでは、これをしないことができる。

一 前項第三号に掲げる場合においては、当該届出を受理した日
二 前項第三号に掲げる場合においては、証券取引委員会が当該事実を確認した日

第六十四條第一項及び第二項中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める。

第六十九條第一項中「登録申請書」の下に「若しくはその添附書類」を加える。

第八十二條第二項第二号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第八十四條第二項中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第八十五條第一項中「登録申請書」の下に「若しくはその添附書類」を加え、同條同項に次の一号を加える。

四 当該証券取引所の設置される地方における証券業者の数、有価証券の取引の状況、その地方に本店、支店その他の事務所又は事業所を有する会社でその発行する有価証券が当該証券取引所における上場を予定される会社の数その他その地方における経済の状況に照らし当該証券取引所の設立が必要でないとき

第九十一條第五項中「第三十四條第二項及び第三項」を「第三十四條第三項及び第四項」に改める。

第九十二條第二項中「届けた有価証券については、」の下に「第四項の規定による処分を受けた場合を除くの外、」を加え、同條に次の一項を加える。

証券取引委員会は、第一項の規

定による届出を受理した場合において、当該有価証券を当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当でないとき、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し、登録を拒否すべき旨を命ずることができる。

第六十五條第一項中「達成するため、」の下に「大蔵省の外局として、」を加え、同條第二項を削る。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條 証券取引委員会は、委員長及び委員二人を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が、これを任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第六十七條第一項本文中「委員」を「委員長及び委員」に、同項但書中「委員」を「委員長又は委員」に改

め、同條第二項中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第六十八條及び第六十九條中「委員」を「委員長又は委員」に改める。

第七十條第一項を削る。

第七十二條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第七十五條、第七十六條及び第七十八條第四項中「委員」を「委員長、委員」に改める。

第八十五條第一項中「第二十六條」の下に「(第二十七條において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十六條中「命令」を「大蔵省令」に改める。

第八十八條第二項中「株式」を「当該会社の株式」に改め、同條第三項中「株式の数に異動があつた場合」の下に「(当該会社の発行した他の株式を新たに取得し、又は処分した場合を含む。)」を加える。

第九十一條の次に次の一條を加える。

第九十一條の二 何人も、有価証券の発行者、引受人又は証券業者から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券又は有価証券の発行者に關し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合においては、当該対価を受け、又は受けるべき約束をしてなす旨の表示を併せてしなければならない。但し、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告

として表示する場合については、この限りでない。

第九十三條を次のように改める。

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

第九十三條の次に次の一條を加える。

第九十三條の二 証券取引所に上場されている株式の発行者社その他の者で証券取引委員会規則で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない。

前項の特別の利害関係とは、公認会計士が前項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第二十四條に規定する関係及び公認会計士がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業若しくは財産管理に關して有する関係で、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるものをいう。

第一項の公認会計士の監査証明は、証券取引委員会規則で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

公認会計士がこの法律の規定により証券取引委員会に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十條に規定するものであるときは、証券取引委員会は、当該公認会計士に通知して審問を行つた後、理由を示し、一年以内の期間を定めて、証券取引委員会に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で当該公認会計士の監査証明に係るものは、これを受理しない旨を決定することができ、この場合においては、証券取引委員会は、その旨を当該公認会計士に通知し、且つ、公表しなければならない。

第九十四條中「株式」を「株式の発行会社の株式」に改める。

第九十五條の次に次の一條を加える。

第九十五條の二 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。

第二百五條第一号中「第三十條第四項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）」の下に「第四十一條の二第二項」を加え、「第六

十一條、第二百二十九條第一項、第三十三條」を削り、同條第十号を次のように改める。

十 第五十六條第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

同條第十一号を次のように改める。

十一 第一百十一條の規定による申請書の写若しくは添附書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

同條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 第九十一條の二の規定に違反した者

第二百八條第一号中「第四條第三項の下に、第四十九條第一項、第六十一條、第二百二十九條第一項又は第二百三十三條」を加え、同條第八号を次のように改める。

八 創除

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第九十一條の二及び同條の規定に違反する行為に対する罰則の規定は公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 証券取引法（以下「法」という。）第三十四條第一項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者については、この法律施行の日から二年を限り適用しない。

3 この法律施行の際現に証券業者である者に対する法第三十九條第一項の規定の適用については、なお従前の例による。但し、その者が左の各号の一に該当する場合、この限りでない。

一 この法律施行後新たに法第三十一條第三号の二、第三号の三、第七号若しくは第八号の改正規定又は同條第六号の規定（但し、同條第三号の二及び第三号の三の改正規定に関連する部分に限る。以下本項において同じ。）に該当することとなつたとき。

二 この法律施行の際現に法第三十一條第三号の二、第三号の三の改正規定又は同條第六号の規定に該当する場合で、この法律施行の日から六月を経過したとき。但し、当該期間内において、法第三十一條第六号の規定に該当しないこととなつた場合を除く。

4 この法律施行の際現に証券業者である者に対する法第四十條の改正規定の適用については、この法律施行の日から二年を限り、なお従前の例による。

5 法第四十一條の二第二項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者については適用しない。但し、この法律施行の際現に使用する商号を変更しようとする場合は、この限りでない。

6 法第四十一條の二第二項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者でない者であつて、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いているものについては、この法律施行の日から六月を限り適用しない。

7 法第五十二條の改正規定は、昭和二十四年十月に始まる営業年度から適用する。

8 この法律施行の際現に証券業者である者は、法第五十四條第一項の改正規定にかかわらず、法第三十四條第一項の改正規定に適合しない場合においては、この法律施行の日から二年を限り、その旨を届け出ないことができる。

9 この法律施行の際現に証券取引委員会の委員長及び委員の職にある者は、法第六十六條第二項の改正規定による証券取引委員会の委員長及び委員の任命があるまでは、なおその地位を有するものとする。

10 この法律施行後最初に法第六十六條第二項の改正規定により証券取引委員会の委員長及び委員に任命される者の任期は、法第六十七條の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

11 法第九十一條の二の改正規定は、この規定施行の際現に同條の規定に違反している行為については適用しない。

12 附則第十五項の規定は、法第六十六條第二項の改正規定により最初に任命される証券取引委員会の委員長及び委員から適用する。

13 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号イ中「証券取引所」の下に「及び証券業協会（証券業協会連合会を含む。）」を加える。

15 特別職の職員に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 証券取引委員会の委員長及び委員

別 表 中

衆議院及び参議院の事務総長	三〇、四〇〇円
外国為替管理委員会委員長	
統計委員会委員長	
衆議院及び参議院の事務総長	三〇、四〇〇円
外国為替管理委員会委員長	
証券取引委員会委員長	
統計委員会委員長	
外国為替管理委員会委員長	二七、二〇〇円
証券取引委員会委員長	二七、二〇〇円

改める。

○湯地政府委員 証券取引法の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明いたします。

現在施行されている証券取引法は、昭和二十三年四月公布以來すでに二箇年近くを経過しております。その間証券行政の執行上いろいろ不備の点も発見され、また経済情勢の進展に照らし、取引の公正の確保及び投資者保護のために、さらに積極的な施策を繰り込む必要も生じて参つたのであります。そこで、ここに同法律の一部を改正するたため、本法律案を提出することとなつた次第であります。

今回の改正案の主眼とするところは、証券業の健全化をはかることと、シャウパ勧告の線に沿つて証券取引法の規定により提出される財務諸表の基準を定めることと、証券取引委員会に與えること等でありまして、以下改正の主要なる事項につきまして、逐次その大要を御説明いたします。

その第一は、証券業者及び証券取引所の健全化に関するいろいろ規定を設けたこととあります。この点をさらに詳しく説明いたしますと、その一つは、証券業者は、営業用純資本として最低額五十万円を常に維持しなければならぬこととし、この額に満たない登録申請者は登録を拒否され、また証券業者であつてその営業用純資本額が五十万円を下つた場合には営業の停止を命ぜられ、さらには登録の取消しを受けることになりました。また、証券業者の資産内容の堅実化をはかり、もつて投資者の保護を全からしめんとしたのであります。

現行法におきましては、証券業者の

資本金額には別段の制限はないのであります。従つて弱体証券業者の濫立を来し、投資者の保護にも欠けるおそれがありますので、銀行、信託、保険、無盡等に関する法律と歩調を合せ、証券業者になるためには常に五十万円以上の営業用純資本額を保有するを要することとしたのであります。しかし現在の証券業者に対しては、すぐにこの制限規定を適用することは困難でありますので、二年後より適用することに相なつております。

その二は、証券業者が営業または財産管理の状況に照らしまして、過當な数量の売買取引、不健全な方法による売買もしくは借入れをなし、または不良と認められる資産を有する場合においては、証券取引委員会は当該行為を制限し、不良資産を償却する等の命令をなすことができることとして、証券業者の健全化をはかることとしたのであります。

その三は、営業の盛衰はげしい証券業者の特殊性にかんがみまして、その利益の平準化をはかるために、証券業者の営業年度を、現在六箇月であるのを一年に改正することとしたのであります。

その四は、登録取消しの処分を受けた証券会社の役員は、五年間証券会社の役員に就任することができないこととする等、現在の登録拒否または登録取消しの條文の不備を整備したこととあります。

その他、証券取引所に關することであり、証券取引委員会が、証券取引所が上場しようとする証券が、公益または投資者保護のために不適当と

認めるときは、その上場を拒否すべき旨を命ずることができるとし、また証券取引所自体の登録拒否の條文を整理するなど、証券取引所の健全化をはかる規定を設けることとしたしました。

第二点といたしましては、シャウパ勧告にうたわれていた線に従ひまして、証券取引法の規定により提出される貸借対照表、損益計算書等の財務書類の用語、様式及び作成方法を、証券取引委員会規則をもつて定める権限を証券取引委員会に與え、企業経理の内容を明確にし、投資者の理解を容易ならしめ、証券投資の普及に役立たしめんとするとともに、ひいては不統一をきわめておりますがわが国企業会計制度の整備に資せんとしてこのこととあります。またこれらの財務書類は、それを提出する会社と特別の利害關係のない公認会計士の監査証明を受けなければならぬこととし、財務書類の信頼性または利用性を高める措置を講じ、さらにこの監査証明は、証券取引委員会規則で定める基準及び手続によつて行われなければならないこととして、わが国で初めての経験である外部監査制度を奨励的なものとするとして、したのであります。ただその実施にあたりましては、公認会計士の現状に照らしまして、監査証明を受けなければならない会社等は、証券取引委員会規則で逐次漸進的に指定して行くこととして、これに必要な法的措置を講じた次第であります。

第三点は、有価証券の募集または売却に際して、証券取引委員会規則で届出を免除することができるよう範圍を、

現在の募集または売却し券面総額五百万円よりこれを千万円に引上げて、経済の事情の変化に即応し得ることとしたのであります。

第四点は、投資についての判断を提議すべき新聞、雑誌等の記事に關する取締り規定を設けたこととあります。これはアメリカの証券法の規定にのつとまりまして、このような記事を公表することについて、有価証券の発行会社または証券業者等から対価の提供を受けているときは、その旨をあわせて表示しなければならぬこととして、投資者の判断に誤りなきを期せしめることとしたのであります。

第五点は、証券取引法の規定に基いて設立された証券業協会について、その活動に実効性を與えるため、事業者団体法の適用をしないこととしたこととあります。

第六点は、証券取引委員会の委員長及び委員は、その職務の特殊性にかんがみまして、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命するものとし、特別職とすることとあります。

以上が大體改正案の要点であります。この改正案によりまして、証券取引法の目的であります有価証券の取引の公正と、その流通の円滑化をはかり、また投資者の保護に一段と厚きを加えることとなる次第であります。また、政府としてはこの法律案が一日もすみやかに成立することを希望して、この次第であります。

○小山委員長代理 午前中はこの程度

にいたしました。午後二時から再開いたします。

午後零時三十八分休憩

午後二時二十四分開議

○川野委員長 午前中に引続き會議を開きます。

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に關する法律案を議題として、質疑を続行いたします。三宅則義君。

○三宅(則)委員 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に關する法律案であります。これに關しましてこの前に伺つておきました。が、それに引續いて二、三の点をお伺いしたいと思つております。

国内工業といったしまして、かんしよもしくはばれいしよ等よりアルコールを精出すことになつておりますが、この分布状況がおわかりでしたら、ひとつお知らせ願ひたいのであります。それからこの資料についてお伺いしたいと思つておりますが、このアルコールを売りさばいておられます売りさばき人は、この資料によりましてと普通売りさばき人が二社、小売人が二千八百二十二人となつておりますが、これにつきまして政府は嚴重な監督をされておると思ひますが、その大要を御説明願ひたいと思つております。

○本田説明員 ただいまの御質問に對してお答え申し上げます。第一の御質問でございまして、かんしよ、ばれいしよ等の分布と申しますか、主要地域といふことにつきましては、本日お手元に差上げました資料のうしろから二枚目に、國營アルコール工場一覽表といふのがございまして、この中で北海

道に所在いたします北見、帯広の二工場は、主としてばいしよによつて作業をいたしております。そのほかの工場におきましては、主としてかんしよによつて作業をいたしております。

次に御質問の第二点、普通売りさばき人に対する監督の点でございますが、これにつきましては売りさばきの数量、また売りさばきの代金、こういった全般につきまして厳重に監督をいたします。

○三宅(則)委員 厳重に監督されておるのでありますが、その受渡しに關しまして、政府といたしましては相當の人員費もかかつておることと思ひます。それは普通に各府県別にやつておりましたら、それとも二社でありましたら、東京とか大阪というところだけでございますか、承りたいと思ひます。

○本田説明員 売りさばき人の監督につきましては、売りさばきの会社は二社でございますけれども、十一の營業所を持つております。地域的に申しますと、この二社の本社は東京にございまして、さらに大都市におきましては大阪、福岡、広島、丸亀、新潟、仙台、札幌、こういった主要の都市に營業所を持つております。従いましてこの監督も、その營業所を所轄いたしております通産局が監督をいたしておる次第でございます。

○三宅(則)委員 アルコールにつきまして度数の高いのは監督し、度数の低いのは監督していないというように、この前承つたのでありますが、その限界点につきましては、その需要供給度を勘案いたしまして、その生産高の比較はどのようなものでございましょうか。

○本田説明員 アルコール専売法におきましては、アルコール分が九〇度以上のものを専売品として扱つております。またアルコール分が八九度以下の製品につきましては、酒税法の適用を受けることになっております。従いまして私どもの監督の対象にいたしておりますのは、アルコール分九〇度以上の製品に限つておる次第でございます。

○三宅(則)委員 アルコールにつきましては、政府といたしましては年々増石いたします考えでありまして、どうかそれとある程度民間に委譲いたしまして、相當数量は民間にやらせる方法でありましょうか、承りたいと思ひます。

○本田説明員 アルコールの今後の生産の見通しにつきましては、主としてアルコールの需給の見通しに根拠を置いて立てております。現在におきましては、大體アルコールの需要量を三万五千キロ程度にらでおりますので、官營の工場並びに民間の一部の工場に製造を委託いたしまして、この両方の生産によつて供給をいたしておる次第でございます。

○三宅(則)委員 このアルコール工場を指定する場合におきまして、監督も相當嚴重にいたしておると思ひますが、たとえば一府県一工場というように限定する御用意がございましょうか。それとも民間から相當の経費もしくは設備をもつて申請した場合におきましては、これを許可する方針でございまして、承りたいと思ひます。

○本田説明員 民間の会社にアルコールの委託製造をお願いいたしますことにつきましては、一、なお委託製造という言葉を御説明申し上げますが、アルコールは専売法によりまして、その製造が政府に専属することに相なつております。従いまして製造を委託するといふような言葉で現わしておるのであります。この委託工場は現在九工場あるわけでございます。その九工場におきましては、相當実有的な能力よりも、實際の委託製造量が下まわつておるような状況でございますので、個々の工場の生産能力であるとか、使用いたします原料であるとか、製造技術であるとかいつたような点を考慮いたしまして、委託製造をお願いいたしておる次第でございます。

○川野委員長 官廳政務次官もおいでになりましたので、政務次官に對する質疑も許します。

○三宅(則)委員 独占してはいかぬと思ひますので、あと一、二点だけ伺つておきます。アルコールはもちろんいろいろな方面に使われておるわけでございますが、工業用にもあるいは酒類用にも、今後相當数量増産する必要があると思つております。これについて、かんしよ、ばいしよ等がだんだん統制が解けて参りますから、その原料の供給方に対応してどういふような構想を持つておられますか、ひとつ承りたいと思ひます。

○本田説明員 アルコールの需要の今後の見通しということにつきましては、後の見通しということにつきましては、化学工業用のアルコールにつきましては、化学工業品の今後の発展の見通しと

いうものにベースを置きまして立てております。これにつきましては、二十五年におきましては、大體一万四千キロといふものを考へておりますが、これが今後飛躍的にふえるといふほどの増加にはならないと思ひます。逐年多少ふえるとは思ひますが、そう急にふえるという見通しは目下ございません。

それからもう一つアルコールの需要で大きいものとして、酒類用の原料に供給せられておりますが、これが二十五年の計画におきましては、一、九千キロといふものを予定いたしております。この九千キロの面につきましては、酒類用と申しまして主として清酒の中に加えまして、いわゆるもろみ添加の主成分として使うものでござい

ます。従いましてこれがふえるかふえないかといふことは、かかつて酒類用の米の割当がふえるかふえないかといふことに非常に関係があるわけでございます。従つて米の数量は、国税庁の方で天休おきめくださつたものを私の方に通告になり、国税庁の御要請によつて酒類用アルコールは販売している次第でございます。

○三宅(則)委員 今のお話によりまして、国税庁とも御関係が深いというお話であります。国税庁におきましては、相當の予算を組んでおるわけでございますが、本年も酒類につきましては相當の金額を見込んでおるわけでございます。つきましては、私の構想の一端でございまして、このアルコール成分を持つ工業薬品でございまして、あるいは医薬品でありますとか、その他におきまして、相當數量を増すべきものであるということを感じておるのであります。そのアルコールの原料であるところのばいしよであるとか、かんしよの統制が解けますので、いふ類については自由に購入し得られるわけでございますが、これについて政府の今後の見通しを承りたいと思ひます。

○本田説明員 お答えいたします。原料の獲得の面につきましては、仰せのごとく今後も類の統制がとれまじたので、市場に棄に出る来ると思つたのであります。これを獲得するにあたりましては、現在いふ類の工業用面の大きなお得意と申しますか、消費者では、酒の方面と私の方面との二方面でございまして、酒の方は主として民間の会社が經營されておりますので、官庁の仕事と違ひまして比較的楽に言ひますか、自由に購入をいたしておる次第であります。私の方にございましては、會計法規その他の関係もあるわけでございますから、これの許せる範囲におきましてできるだけ安い價格が購入いたしたいと思ひます。しかし安い價格と申しまして、極度に農村の經濟を圧迫するといふようなことはなるべく避けたら、こういう方針でやつております。

○三宅(則)委員 農村の經濟を圧迫しないようにやりたいということでありまして、まことにけつくな話であります。実は農村地帯におきましては相當供出面といふことを考へて、いふの作付をいたしたわけでありまして、二十五年においてはある程度まで責任をもつてこれを買い取ると申しますか、ある程度の保障をしていただ

来るといふことを申し上げましたので、そのやつて来ることが、違法であ

るか、不当であるかということはお答え申し上げなかつたのであります。違法になる、不当になるという場合においては、今申し上げたような手段によつて解決するように努めております。

○本村(衆)委員 従つて連合国側から首を切るというのは、本人に直接言うのではなくて、たとい本人に言つたとしても、日本側がこれを受けて処理する場合においては、雇用者である日本政府がこれを本人に通達して処理しなければならぬ、こういう建前になると思ふ。特別職である以上は、その点の処理はどうなつておりますか。

○山田説明員 日本政府がこれを雇用している関係上、さうになるのが当然でございます。実際の扱いといたしましては、まず使つております部隊から、その者に予告なりあるいは即時解雇なりを言渡すとともに、あわせて日本側の機関である知事なり、その出先機関に同様なことを連絡して参りますから、そこからまた本人に伝える、かような取扱いをなしております。

○本村(衆)委員 大体連合国側が本人に直接言うのはおかしい。彼らが雇つたものじやないから、だからお前を首切るといふのじやなしに、監督官庁の方に対して、こういう人間は自分の方においてはどうも不向きだ、やめさせてもらいたいということを言つて来て処理するのがほんとうだと思ふ。そういうことになつていないんですか。

○山田説明員 これは連合軍関係労働者、すなわち向うのレーバー・レタイジションによつて雇われる労働者これを略してL・R労働者と言います。これが雇用関係は日本政府にあります。これが

戦直後出たところの一般指令の第二項によりまして、日本政府としては向うさんの要求するところの労働を、その定められたように提供する義務があるわけですね。そこで私先ほど答へればよかつたのですが、さういふ関係上、向うの言つて来たままをわれ／＼は提供いたします。向うの軍がどれくらいおるかというところはわからないといふことを申し上げたいのであります。それを断り申し上げるとともに、使つてゐるのは向うさんでございまして、そこで日常の監督等も向うがやつてゐるわけでありまして、従ひましてい

らぬかといふことは、まず第一に向うさんが判定するわけでありまして、そこで今申し上げましたが、向うさんだけが言うのではなくて、わが方も向うさんが本人に解雇の言ひ渡しをするともに並行的にやつてゐる、かようなことを申し上げたのであります。

○三宅(衆)委員 政府にお伺ひしたいと思ひますが、本法案に「連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労働に服する者及び公共事業費又は米穀対日援助見返資金による公共事業に使用される労働者に支拂すべき給料その他の給与とあります。これは主として先方の連合国の方に使われてゐるものと解釈してよろしゅうございませうか。

第二の問題は、これに対する労働賃金の支拂いというものは、直接現場でお拂いくださるものでしょうか。それとも場合によつては特別調達庁の出張所とかその他の機関を通じて、現在支拂つてゐるものでしょうか。伺ひたいと思ひます。

○山田説明員 連合国関係労働者は、全部向うの部隊内あるいは向うで管理してゐる施設内でもつて、もつぱら向うの指揮監督のもとに占領業務に従事してゐるものであります。それから賃金の支拂いの場所でございますが、これはそれらの労働者が働いておられますところで、都道府県の外労働者の職員がおりますが、それが給料を徴給めにして持つて行つて渡すといふような方法をとつております。

○三宅(衆)委員 さうすると各府県における外部の労働関係の官吏が持参して拂ふことになるのでしょうか。それとも今度の改正案によつて、日本銀行の各地の地方銀行を通じて、地方銀行の小切手で拂ふようにいたしますか。その辺はどういうふうになりますか。伺ひたいと思ひます。

○山下説明員 現在の支拂ひの事情について私からお答え申し上げます。今山田企画課長からお話がありまして、たうに、連合軍使用人の毎月の給料は、翌月の十日までにそれ／＼の労働管理事務所、あるいはその出張所等の職員がそれ／＼労働者に渡すという方法で、月一回拂ひということになつております。

○三宅(衆)委員 そうしますと、労働者は、やはり月給取りというように解釈してよろしゅうございませうか。それとも日雇いというふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○山下説明員 原則といたしまして常用の月給取りとしての賃金が支拂われております。但しそのうち日雇いについては毎日々々労働の提供を要求されますので、それは毎日支拂うという形になつております。非常に数が少いの

でありまして、大部分のものは毎月一回ずつの支拂いという実情になつております。

○三宅(衆)委員 その支拂いというものは、大体において月末あるいは月の十日に拂うということが原則だと思ひます。それはいつころでありますか、日雇者に對しましては、一定の金額を保存しておいて、毎日支拂うといふことになつておると思ひますが、それに対する御感想を承りたいと思ひます。

○山下説明員 お答えいたします。日雇いは、何人本日出せといふようなレーバー・レタイジションが出る関係上、その日または前日において初めて安定所等に連絡して集めますので、提供する人が原則として毎日かわるというのが実情であります。従ひまして日雇いについては毎日拂うという方法をとる以外に、ちよつと適當な方法はないのではないかと考えております。

○三宅(衆)委員 さういたしますと、給料の支拂ひの事務の一部を銀行に委託する場合、こういうことになつておられます。銀行は大蔵大臣が指定すると言つておられますが、大体一府県に一銀行委託されるものでありませうか、その辺を承りたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 どういう銀行にいたしますかは、実はこれから具体的にきめようと思つておりますが、結局今回の改正は、賃金の支拂ひについて、すでにここに説明がございします。うな趣旨で労働基準法の趣旨を尊重し、かつまた代理事業その他による事故の発生を防ぎ、しかしてその支拂ひの便宜を與えるという観点でございしますので、それ／＼の現場に最も近いところ

の市中銀行を利用し得るようになしたいと考えております。

○三宅(衆)委員 私は政府に少しく御注文を申し上げたい点がある。というのは、いつも法律をつくるときにはわれわれは議案を審議するのでありますがつくつたあとは政令であるとか大臣がきめるということになつておる。もちろん政府を信用しないのではありませんが、往々にして法をつくるころの立法精神をやや曲解されるようなおそれがある。こういうような観点からいたしまして、法案を出される場合には、大体さういふような構想をもつてやるのだという構想を、なるべくお示しくださつて出していただくと、まことにけつこうであると思ふのであります。

○佐藤(一)政府委員 ごもつともでございます。最近の立法の傾向といたしましては、政令に移すことにつきましては、非常に厳格になつて参つております。最近小さな法律が非常に多いのもそのためでございます。特別の理由のない限りでございまして、さういふ方針で参りたいと思ひます。

○三宅(衆)委員 同じようなことであるが、私はもう一点申し上げたい点がある。政府は立法の精神にのつとつてやられることではあります。一旦法律が通つてしまひますと、ややもすれば立法の精神を忘れがちである。たとへて申しますと、官僚諸君はなか／＼頭がよいから、いつも都合のよろしいようにおつくりになるというふうな点がある。でありますから、私はこの際佐

憲法規課長にひとつ御注文を申し上げたいと思います。すべての法案は立法機関を通じて案を立て、その立法機関を通じて実施するのでありますから、本国会に出す諸問題について、こういう案に対してはこういう構想でやるのだということがもしわかるならば、近い将来においてわれわれに示されんことを特別にお願い申し上げたいと思ひます。

○川島委員 先ほどの当事者の説明によりますと、進駐軍需要の労働関係は連合軍の要求に基いてのみ行われるというのであつて、雇用契約の当事者は、政府とその当該労働者との間にはないような印象を受けたのであります。しかしそのあとでの説明によると、国家公務員法による特別職ということに了解をいたしたのであります。そうするとこの労働者に対する給與は、給與法に基いて行われているのかどうか、まずそれをお伺いしておきたい。

○木下説明員 お答え申し上げます。連合軍の使用人たる特別職に関する給與は、昨年国会を通過しました特別職の給與に関する法律、あの中の第十一條にうたつてあります。その法律に基いて支給するということになつております。

○川島委員 その当時の法律の内容をちよつと今うかつかりしてみるのですが、その特別職の給與に関する法律に基くベースというものは、どういう標準になつておりますか。

○木下説明員 ベースは大体大まかなところで、事務系統につきましては、一般官吏の約一〇%増し程度というところで支給いたしております。技能工系

統におきましては、労働省告示の範囲内においてこれを実施しております。但し労働省告示の範囲内におきまして、公共事業労働者は、この告示よりもマキシマムの方が一〇%引きぐらゐのところで、実際のところ支給してある。従ひまして公共事業労働者と進駐軍労働者とは、大体一〇%ぐらゐ違うところで給與を支給しているという実情になつております。

○川島委員 それはわかりました。ついでにお尋ねしておきますが、そうすると勤務地手当、あるいは寒冷地手当、あるいは超過勤務手当というようなもの、給與法に準じてこれをそのまゝやつておられるのか。それともやはり今のうちに、何パーセントか引上げて給與の方法をとつておられるのか。いずれでありますか。

○木下説明員 ベースにつきましては、今のよう約一〇%増しということになつておられます。その給與の種類及びその支給率というものにつきましては、事務系統及び家族宿舎要員におきましては、官吏の給與の種類及び支給率に大体準じております。技能工系統におきましては、労働省告示の一般職別賃金に、給與の種類及びその支給率がきめられております。従ひましてこの範囲内において支給をいたしておるといふ実情であります。

○川島委員 退職手当などはどうなつておりますか。

○木下説明員 退職手当につきましては、一般官吏よりも相当によく支給することになつております。大体の標準を申し上げますと、勤務一年につきましては俸給月額の一箇月分に、勤務一年ごとについて一箇月増しをつけるというところになつております。それが勤務年数が増えるに従つて、一箇月が一・二箇月及び一・五箇月というふう

に累進をいたしております。

○木村(鑓)委員 前にちよつと落したのですが、公共事業費として使用する場合は、さつきのお話だと連合軍の側から大体わづか来るらしい印象を受けましたが、そのように解釈してさしつかえないでしょうか。公共事業費の中で使つた場合も、この公共事業費に何人数をまわすといふようなもの、な連合軍側の指示があつて、そうしてその公共事業の方に人数をまわすということになるのですか。

○山田説明員 さようなことはございせん。私が先ほど申しましたのは、連合軍それ自身がみずから使う場合に於いてのみ、何人かのような労働者を提供せよ、かような命令が来るわけでございます。一般公共事業費につきまして、何人かをよこせといふようなことがあつたように聞いております。これは私の方の所管ではございせんが、一応聞いておる点だけをお答え申し上げます。

○木村(鑓)委員 その場合に公共事業といふものは非常に広範囲になつて来ますが、日本政府のやつております公共事業と同じような性格のものが、連合軍の要求いたしますものの中にあるのですか。

○木下説明員 先ほど御説明申し上げました進駐軍のベースの基準について、誤解があらになつたのではないかと思ひますが、公共事業費のために使われる労働者の賃金に対して、進駐軍の技能工系統の職員の給與は約一〇%増しぐらゐになつておるといふところ、疑点があつたのではなからうかと思ひます。進駐軍の方からは、公共事業に労働者を提供せよといふ命令は一つもございせん。従ひまして公共事業は日本政府独自においてやる事業でありまして、それに使われるところの労働者に対して、約一〇%増しほどの賃金が技能工系統に支拂われるといふことであります。

○木村(鑓)委員 そういたしますと、技能工といふのはどんなものを言いますか。

○木下説明員 技能工と申しますと、たとえば建築大工あるいは自動車の修理工、機械工、その他こういう方面の腕前を持つて労働を提供している者であります。

○木村(鑓)委員 腕前を持つてゐることはわかりませんが、その腕前の内容、たとえば自動車関係が何人、建築関係が何人、その他特殊な技能者が何人といふようなことをお聞きしているのですか。

○木下説明員 各技能者の内訳別の数字はただいま持つておりませんので、また後ほど御答弁申し上げます。

○小山委員 ただいまの法案を見ますと、ほとんど全部は省令に譲つておるようですが、この省令に関する御構想を若干お尋ねいたします。それは銀行に委託するわけですが、この場合の委託の内容といふものは、委託は

どういふ方法でなされるのであるか。手数料はお拂ひになるのであるか。手数料の予算はどこに計上してあるか。これをお聞きしたいと思います。

○佐藤(一)政府委員 ここにございませう。給與金の支拂ひに関する手続のみを大蔵大臣が定めるわけでございますが、もちろんこれにつきましては、一般の委託契約に基きまして、政府と具体的に適当と思はれるところの市中銀行と契約を結ぶわけでございます。その際に問題になりますのは、これはすべての、どんな少額な場合においても、すなわち一管理事務所、あるいは一工事事務所の取扱ひ金額が非常に少額な場合にまで、一切これを広げて行くことが適当かどうかということになります。多少問題がございませう。それでただいまのところでは、その事務所において一度に非常に多い賃金を支拂うというような工事事務所にしたい、こう考へておるのであります。が、その事務所が月額どのくらいのか、たとえば五万五千円以上とか、あるいは百万円以上とかいうことに限定するかどうかという点は、具体的に事情を聞きましてきめたい、こういうふうに考へております。もちろんその際は一般の基準に従ひまして、ある程度の手

手数料を拂ひざるを得ない、こういうふうになつておる。

なお、この関係の予算につきましては、これは特に予算の面の上では特定しておりません。終戦処理費は、御承知のように相当包括的な計上がなされておりました。事務費あるいは諸雑費といふものがございまして、それらの中から支拂つて行く。もちろん元来

が終戦処理費ならば終戦処理費自体に
おいて、当然この程度の経費は、労働
基準法の規定を厳格に適用する場合に
は、どうしても必要な一種の法律的
な義務費でございます。従つて政府と
しては、どうしてもそういう必要な経
費は予算から出す建前になつておりま
すので、それを直接政府の支出にする
か、あるいは手数料の形で銀行に支拂
うかという違いになるのではないかと
思います。

○小山委員 その次にもう一つ伺つて
おきたいのは、契約の担当者はこの
官庁になりましようか。連合軍に對す
る場合は調達庁ということでもわか
りますが、公共事業費及び見返り資金によ
る公共事業、この場合の契約担当官は
どちらですか。

○佐藤(一)政府委員 これはもちろん
建設省系統、農林省系統でございます
が、その場合に多く現場の工事事務所
長というものは、会計法にいわゆる資
金前渡官吏ということになつておりま
す。従いまして多くの場合には、それ
らの工事事務所長があらかじめ一定の
範囲で資金の前渡しを受けております
ので、それらの工事事務所長が契約を
するということになつております。

○北澤委員 二点ばかり伺いたいの
です。一点は連合軍の需要に応じて、連
合軍の管理に服する労働者ですが、こ
ういふ労働者については何か思想上の
検査みたいなものがありますか。たと
えばこういうふうなものは向うで雇わ
ないとか、そういうふうな思想的な
テストがあるかどうか。
○山田説明員 別段聞いておりませ
ん。

○北澤委員 去年でしたか横須賀の地
区で、あそこアメリカの海軍に使わ
れておる労働者について、何かそうい
うふうな問題が起きたように聞いてお
りますか、もし御調査でわかりました
ら、あとでもいつころですか……
もう一点は、進駐軍に勤めておりま
す労働者につきましては、健康保険と
かあるいはそういう問題は、ほかの勞
務者と同じように一律に適用があるか
どうか、この点をお伺いしたい。

○山田説明員 進駐軍労働者につきま
しても、健康保険法はそのまま民間の
労働者と同様に適用に相なつておりま
す。ただ進駐軍労働者につきましては
その数の多い等の関係もあり、経済的
基礎が相当堅固であるという理由か
ら、特に連合軍関係委員の健康保険組
合を設立したりいたしました。昨年の
四月から運営に當つております。

○宮腰委員 私わからない点がありま
すが、この財源は終戦処理費の中から
出されるのかどうかということ、そ
れからこの収支であります。公共事
業と軍需事業との関連した問題があ
るようです。たとえば京浜国道の改修の
場合は、連合軍の方とそれから道路管
理当局と共同で工事をやつておるよう
ですが、そういう場合の費用の分配な
どは、公共事業費から何パーセントと
か、あるいはもし終戦処理費の中から
出すとすれば何パーセント、こうい
つたような問題があると思いますが、そ
の点を伺いたいと思います。

それからもう一つは、労働者を募集
する経費です。こういうものは、大分
中間搾取があつて以前にも問題があつ
たようですが、今でもそういうふうな

事情があるかどうかという問題であり
ます。それから労働者に対して、衣服
だとかあるいはその他のものを支給し
ておるといふことも聞いております
が、そういう点があるかどうか。それ
から銀行の指定の問題ですが、これは
どうしてやるものですか。この点を伺
いたいと思います。

○佐藤(一)政府委員 この関係の予算
は、もちろん終戦処理費から出すこと
になつております。
それからただいまお話の道路の点で
ございますが、向うから改修等の命令
を受けました場合におきましては、終
戦処理費から支弁をいたしてござい
ます。かりにそこを進駐軍が相当使
して、一般の公共事業として行われ
ておりますものは、公共事業費の方
から出すことになつております。

それから労働者募集の経費は、これ
もただいま申し上げましたように、お
ののの所管に属する場合にそれな
く配分してやつております。すなわち進
駐軍関係の労働者の募集であります
れば、もちろん終戦処理費から拂う。そ
れから公共事業の場合には公共事業費
から拂うということになつてございま
す。

○山田説明員 お答えいたします。進
駐軍労働者につきましては、若干の厚生
物資の配給はいたしております。種類
を申し上げますと、大体作業衣のよう
なもの、せつけん、ゴム長靴、タバ
コ、酒というふうなもの、そのほかに
主食を若干増配いたしております。衣
服につきましては、大進駐軍労働者
のうち整備の仕事に従事する者がおり
ますが、さような者につきましては重点

的に配給しております。但しこれは有
償配給でございます。
○宮腰委員 支拂銀行の指定をどう
いうふうにしておりますか。
○佐藤(一)政府委員 これは別に特別
にかつたことを考へておりませんの
で、現場の事務所長の意見というもの
を聞きまして、監督官庁の方で必要と
認められた場合にはそれを認めまして、そ
うして契約を結ばせる、こういうふう
に考へております。

○竹村委員 委員長にお願いしたいの
ですが、終戦処理費から出す分と、そ
れから公共事業費から負担しておる
分、それは一体どういう道路、どの
場所というふうな点をお聞きしたいの
で、そういう関係における政府委員を
ひとつ呼んでいただきたい。
○前尾委員代理 後ほど建設省の人
と打合せをいたします。

○河田委員 先ほど進駐軍の労働者二
十一万と日雇いというふうなお話があ
りました。大進駐軍の労働者の数
などにつきましては、終戦以来進駐軍
将校の住宅の建築とかその仙飛行場と
か、いろいろ設備に對する仕事もか
なり済んだと思つておりますが、こ
れについて進駐軍の労働者関係が、現
在、終戦以来どのように減つて來つ
つあるか、あるいはふえておるのか、そ
の点をお答え願ひたい。

〔前尾委員代理退席、委員長着
席〕
○山田説明員 お答えいたします。傾
向といたしましては、昨年の夏ちよう
ど八、九月ころでございましたが、二十
七、八万まで参りました。それをピー
クといたしまして漸次減つて参つてお

ります。その結果が、先ほど申し上げ
ましたような数字に相なつておるわけ
でございます。それ以前におきまして
も、大體二十万前後というように記
憶しております。

○河田委員 最近外電の伝えるところ
によりますと、日本で兵營を二箇年間
につくつて、そして長期占領をする
というふうなことであります。ついて
はこういう問題に對して、特別調達庁
はこの兵營をつくるか何とかいう建
設方面について、何らか指示なりある
いは覚書なりを受取つておられるか
どうか。この点を承りたい。

○山田説明員 お答えいたします。わ
れわれはLRの労働者を管理しておる
ものであります。従つて工事の方は同
じ調達庁でありますけれども、関係
いたしていません。別の機会に關係の
者を差向け御答弁いたさせることに
いたします。

○河田委員 この問題は本来予算委員
会で質問すべきだと思ひますが、これ
に關係しておりますのでお尋ねしま
す。今度の会計年度から進駐軍の費用
はいわゆる師團とか、副官とか、技術
部とか、向うの組織別になつておりま
す。従来は労働費であるとか、ある
いは工事の内容についての費用であつた
のであります。今年度からはさうい
うふうになつておる。費目の改善が款
項目について行われておりますが、こ
れは日本政府自体がこういうことを直
接やつたものか、それとも連合国の指
示によつてああいう予算の組みかへが
あつたものか、この点ひとつお伺いし
ておきたい。

○宇井説明員 これは連合軍の内部で

もわが方の要請に協力いたしてくだ
さいまして、内部で向うの部隊で使う
予算を厳重に統制しようという意図の
もとに、向うの内部の構成にマッチし
て予算を組むようにという指示に基い
て、明年度の予算をあいう形式で組
んだわけであります。

○宮腰委員 新聞の外電によりま
す、今後四箇師団だけ日本に常駐せ
るといふことを言っておりますが、そ
ういふ場合に終戦処理費がもう少し増
額する傾向はないかどうかといふこと
を伺いたい。

○佐藤(一)政府委員 非常にむずかし
い御質問でございますが、もし御希望
がありましたらならば……。

○宮腰委員 大分心配をしておる向き
もあるようですから、あとで大臣に伺
いたい。

○河田委員 先ほど民自党の方からお
尋ねがありましたのですが、事務の一
部を普通銀行に委託する、このときの
手数料の問題でありましたが、大体どの
くらいの手数料をお見込みになつてお
られますか。それをお伺いしたい。

○佐藤(一)政府委員 これは場合によ
りますが、ただいま各方面に委任をい
たしておりますときには、向うと相談
をいたしまして、五分であるとか六分
であるとかいふものを出しておるの
であります。この場合の手数というの
は、これは相当少額の支拂いでござい
ます。従つて一般の基準よりも多少高
くなるかと思つておりますが、それら
は今後現場の事情を開きまして基準を
一定したいと考えております。

○河田委員 進駐軍の労働者について
も相当な数でありますし、また公共事
業費、対日援助見返資金による公共事
業費、これらを合せますと相当な額に
上ると思ひますが、これはどのくらい
の部分で普通銀行に委託される考え
か。各三つの項目についてこれがおわ
かりにならないものでしょうか。

○佐藤(一)政府委員 先ほど申しま
したように、ただいまのところは年にい
たしまして千萬元以上ぐらいいにしよ
うか、あるいは五百萬元ぐらいいにしよ
うかといふことで、これは実は現場の実
情を聞いてから手続としてきめたい、
こういうふうな考へております。従
いまして全体の計算をはじいております
ので、どの程度になるか今のところ
ちよつとお答えいたしかねます。

○河田委員 そうしますといふれにい
たしまして、こういう仕事を普通
銀行に委託されれば、それだけ官庁事
務が省けるわけでありまして、官庁事務
の方がそれだけ仕事が減りますれば、
人員の整理ないし行政整理の意味にお
いて縮小される腹がありますかどうか
ですか。それはそのままにして置いてや
はり普通銀行に仕事を委託して、何か
手数料を與えて金もつけさせて行く
というお腹であるか。この点をほつき
りさせておいていただきたい。

○佐藤(一)政府委員 これは全然そう
いふ氣持を持つておりません。実を申
し上げますと、説明にもありますよう
に、一時に非常に支拂ひが必要であり
ますので、従来どうしてもいわれる代
理受領といふものをやつておるのであ
ります。常用者の連中の代表者格の者
を選びまして、そうしてその代表者に
手渡しをしてその代表者から渡させる
といふことが——これは正當ではござ

いませんが、事実上手が足りませんた
めにどうしても起るのでございませ
ん。ところがその代表者がたま／＼不正を
働く場合がある、あるいは実際問題と
いたしまして数多い中でありまして、
受取りに來ないものがあるわけであり
ます。または非常に遅れて受取りに來
るような場合もございませう。いづれに
いたしましてこれらは労働基準法の
趣旨に反するわけでありまして、や
むを得ずこういう法律をつくつたわけ
であります。従いまして従来は仕事が
全然減るのではなく、従来当然措置す
べかりしところの手続を新たにしよ
う、こういうことでありますから、御
心配のような点は考へておりません。

○川野委員 それでは他に質問もあ
りませんので、本案に対する質疑はあ
とまわしにいたします。

○川野委員長 次に昭和二十一年度
における一般会計、帝國鐵道会計及び通
信事業特別会計の借入金金の償還期限
の延期に関する法律案を議題として質問
に入ります。川野君。

○川島委員 簡潔にお尋ねいたします
が、この兩特別会計の現在における借
入金金の総額はおよそどのくらいありま
すか。それをまずお尋ねしたい。

○佐藤(一)政府委員 お答えいたしま
すが、これは予算書をごらんいただき
ますと、二十五年年度の特別会計予算
の郵政事業と通信事業関係のおの／＼
の昭和二十四年度の予定貸借対照表、
すなわち二十五年三月三十一日現在の
予定貸借対照表といふものを、郵政
事業で申しますと、借入れ資本が二百
五十億円ございませう。それから同じく

通信事業特別会計でございませうが、こ
れがちよつと二十四年三月のところ
で見当りませうが、これが長期と短期と
合せて五百七十四億円ございませう。そ
れから鐵道の分は、鐵道公社の予算を
ごらん願ひまして——ただいま数字を
持つておりませんので、あとでお答え
いたします。

○川島委員 そうするとこの法律は二
十一年年度の経費、支弁のための借入金
だけの償還を延期するといふことにな
るのであります。

○佐藤(一)政府委員 これは実は、昭
和二十二年の四月に法律第十号とい
うので、昭和二十一年度一般会計終戦処
理費の財源に充てるための借入金に關
する法律といふのがございませう。それ
から昭和二十一年の十一月に帝國鐵道
会計または通信事業特別会計におけ
る昭和二十一年年度の経費支弁のための
借入金等に関する法律、こういうのが
ございまして、この二本をもちまして
当時の必要に應じて借入れたものでご
ざいませうが、その償還の期限を二十四
年度末といふことに法律でうたつてご
ざいます。ただいまそれ／＼の会計の
経理上の都合で、ただちに償還が困難
でございまして、その償還期限を延
期させていただきます、こういう趣旨
であります。

○小山委員 これはちよつとわかりに
くいのでありますが、この終戦処理費
の財源に充てるため同会計の負担で百
億円、こう書いてあります。これは返
済も同会計の負担で返済するといふこ
とに読めるのです。ところが終戦処理
費は御承知のように一般会計でありま
すので、終戦処理費の負担で百億円借

りてそれを返すのだといふのは、どう
いうふうな意味でありますか。

○佐藤(一)政府委員 これはちよつと
御説明申し上げます。実は説明が不十
分なのであります。もちろん終戦処
理費につきまして借りましたものは、
一般会計全体から出す予定でありま
す。従いましてただいま処理いたして
おりますように、償還いたします場
合は一般会計から國債整理基金特別會
計に繰入れまして、その國債整理基金
特別會計から返すといふ、一般の公債
の手続と同じようにやることになつて
おります。

○三宅(則)委員 私は簡単に一、二点
だけお伺いしたいと思ひます。こ
の法律は昭和二十一年にできまして二
十四年度末に償還する、こういう規定
になつておりますが、三年間延ばす
という理由はどこにありますか。

○佐藤(一)政府委員 これはおの／＼
の会計によつてもちろん事情が違ふの
であります。一般会計につきまして
はできるだけすみやかに、事情の許す
限り、二十五年年度におきましてでも
し返せるものなら返したい、こういう
氣持であります。鐵道並びに郵政通信
等におきましては、何分にもただいま
御承知のようなわけでありまして、
明二十五年年度にただちに返せるとい
ふ見きわめがついておりません。それ
で一応三年間といふふうに予定してお
ります。

○三宅(則)委員 次に帝國鐵道會計と
いふのは昔の名前ですが、ただいま

のところ昔の名前で通すという意味でありましようか。何か方法があるか承りたい。

○佐藤(一)政府委員 これは公社になりましたが、法律上から申しますと、従来の帝國鉄道特別会計といものはすでに廃止せられてしまつた。いまの日本国有鉄道といふものは法人格が別になつておるわけでございす。従ひまして帝國鉄道特別会計臨時に背負ひましたものは、従来の通りの名前を使つて行き、この負債といふものは、日本国有鉄道の施行法によりまして、別に一般会計に引継ぐことになつております。

○三宅(則)委員 大体了承いたしましたわけですが、この通信事業特別会計の方もやはりそういうような意味ですか。それともまた現在では電気通信となつておりますが、そういうような意味合いで昔の名前でしうか、承りたいと思ひます。

○佐藤(二)政府委員 さううでございす。

○前尾委員 ただいま議題となつております昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案につきましては、きわめて明白な事実であり、なお質疑もすでに盡きたようでありまして、質疑を打ち切つて討論を省略し、ただちに採決に入られんことを望みます。

○川野委員 前尾君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議がないようでございますので、討論を省略して採決に入ります。

入ります。原案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次は、一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替え又は所管換の無償整理に関する法律案を議題とし質疑に入ります。

○三宅(則)委員 それでは、一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替え又は所管換の無償整理に関する法律案であります。これを審議するにあたりましては、国立病院の現今の状況の大様を知る必要があると思ひます。前の陸軍病院、海軍病院その他のものがこういふ名前にかつたものと考えておりますが、その現在の状況を御説明願ひたいと思ひます。

○佐藤(二)政府委員 国立病院の全体の経営につきましては、厚生省の方から御説明をお願いいたしますが、御承知のように国立病院は終戦後、従来の軍関係等の病院をまとめましてつくつたものでございす。それで前回の国会におきまして国立病院特別会計が独立いたしましたわけでございますが、この国立病院特別会計の御審議を願ひますときには、いろいろ問題があらつたのであります。元來が地域的に非常に偏在しておる傾向がございまして、すなわち当初から国立病院といふものを計画的に地域的に配分してつくつたものではなくして、終戦以前におきまして軍関係の病院をいわば寄せ集めたという実情でございす。従つて理想的な意味の国立病院といふものの体

系の見地から申しますと、相当修正を要する部分があるわけでございす。一方におきまして国立療養所といふものは一般会計の所屬としてございす。これらの両方の関係を調整いたしたために、場合によりましては現在国立療養所になつておりますものを国立病院に、また現在国立病院に属してありますものを国立療養所に渡すというやうなことをやりたい。御承知のように国有財産法によりまして、特別会計同士の間におきまして譲り渡しをいたします場合には、原則としてそれぞれ有償でなされなければならぬといふ原則がございす。もと／＼国立病院特別会計はきわめてきつてくつてございまして、あらためて一般会計から買うだけの資金がございせん。また国同士の間のことでございすので、わざ／＼有償行為をもつてする必要があるといふので、この法律をもちまして特に無償でやつていたたきたい、こういふふうな考へておるわけでございます。現在国立療養所の方から国立病院の方へ所屬がえを予定いたしておるものとしましては、塩原温泉療養所、伊東温泉療養所、白浜温泉療養所、別府温泉療養所、こういふやうなわば国立病院の経営上比較的便宜であるところを選んでおります。それから逆に国立病院の方から国立療養所に所屬がえを予定いたしておりますものには、国立宗谷病院、それから国立佐倉病院、別府病院石垣分院、津病院の明星分院、このがございす。それから東京第一病院の小諸分院、それと国立神野病院等々でございす。

国立療養所は御承知のように結構でありまうとか、頼でありますとか、特殊なものがございすので、それらの場所を考へて両方の交換をはかりたい、こういふ趣旨でございす。

○三宅(則)委員 今度は失礼でございすけれども、厚生省の担当の方にお伺ひしたい。私がここで申し上げるまでもなく、日本の国民保健、衛生、こいう面から考へまして、御承知の通り肺結核が急に日本には多いのでありまして、この完全な治療といふものがまだ行われていないと私は考へておるのであります。これは日本国民の健康の状況もしくはこれからの青年子弟の成長等につきまして、非常に重大な關係があると思ひます。これは厚生委員会でも聞くとであります。これは厚生省が、ついででありますから関連質問として現状を承りたい。なおこれにつきましては、国家の重要な政策としてこの肺病国家を直したい、こういふ考へを持つておりますが、政府のお考へを承りたい。

○尾崎説明員 私さういふ病院、療養所關係の詳細な御説明の資料を持ち合せておりませんが、大体厚生省といたしましては、今お話になりました結核対策につきましては、大臣以下万全の策を立てられるごとく努力せられておりまして、二十五年年度におきましても正確な数字は忘れませんが、概略五千床ないし六千床くらいの増床計画を立てております。

それに関連するのであります。今度の療養所を病院にし、病院を療養所にする件にいたしましたも、結局結核療養所として適当な施設を選びまして、それを病院から療養所に転換いたし、また病院として運営した方がよいとい

う療養所がございす。これは温泉療養所でございますが、これを病院の方に移す、こういふふうな計画しております。今度の法律はそれに関連してゐるのであります。

○三宅(則)委員 これもまた関連質問ではなはだ恐縮でございす。国民の衛生、保健あるいは結核予防もしくはこの退治、これは大蔵委員でも厚生委員でも同じことでありまして、日本全体の人類の健康に貢献する上におきましては、ことに必要なことであると思ひます。これに対する政府の心構え、たとえていへば肺病のやうなものは国家がなしておる、こいうやうな点も考へられることであります。また農村あるいは山村に行きますと無医村といふのがありますが、この無医村につきましても相当顯著な援助をしなければならぬと考へております。これに関連いたしまして、この国立病院もしくは国立療養所等の關係におきまして、その構想を承りたいと思ひます。

○尾崎説明員 大はる大きな医療政策と申します。国民の保健を確保するといふ政策につきましては、これは一医療局ないしは私どもの管理課だけの問題ではございせん。厚生省全体の問題として今これに取組んでゐるわけでございます。それで、御承知を思ひます。昨年の十二月に社会保障制度審議会といふものが設けられました。現在若々と社会保障、それから国民の医療の確保、医療保障といふものを主たるテーマとして取上げて研究しておられるわけでございす。そこで医務局としまして、この社会保障制

度審議会のいろ／＼な研究に対応します事務的な調査、準備を進めておりまして、たとえば公的の医療機関をどういうふうに全国的に配置するか、あるいは無医村に対する医療機関の整備はどうするかというをやつていようであります。私が、私はちやうどその所掌でございませぬので、詳細はお答えができませんのであります。

○三宅(則)委員　それでは、所屬がえ、または所管がえをしようとするその金額等について、もし計算ができておつたら聞きたい。ただやみ取引でこれとこれとをやるのだというわけではないだろうと思ひます。政府の方にその内容がありましようから、それを承りたい。

○尾崎説明員　今度所管がえをいたす所存でございします施設につきましては、ここにございしますように国有財産関係でございまして、つまり土地及び立木、建物、それからこれに付属する工作物、そういう点でございします。大体私の方の国有財産台帳で計算いたしましたところによりますと、病院から療養所に転換する分につきましては二百五十万、それから療養所から病院に転換する予定のものが百四十万でございします。これは国有財産の台帳価格によるものでございします。

○川野委員長　ほかに御質問はございませぬか。――前尾繁三郎君。

○前尾委員　ただいま議題となつております一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案につきましては、質問もありませんようでありますし、なおまた内容につきまして

も、しごくけつこうなことでありますので、質疑を打ち切りまして、討論を省略、ただちに採決に入られんことを望む次第であります。

○川野委員長　前尾君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長　御異議がないようですから、一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案は、討論を省略して採決に入ります。原案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○川野委員長　起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

〔参照〕

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道会計及び通信事業特別会計の借入金償還期限の延期に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年三月十五日印刷

昭和二十五年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁